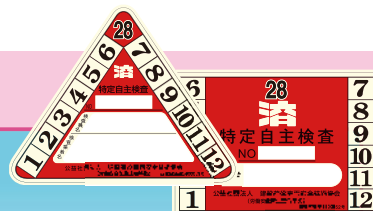


建設荷役車両



VOL.38 No.226

第**226**号
2016-11

平成28年11月1日発行（隔月1回1日発行）



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで
貴社の経費節約に
貢献いたします!!

スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

スキッドステアローダ用

ホイールローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

ホイールローダー用

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

厚木営業所：厚木市金田 351-1

TEL:046-294-2277 FAX:046-294-2287

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市鳥飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

受付No.

FAX : 03-3221-3665

※この用紙はホームページの「会員限定ページ」
からもダウンロードできます。
(URL <http://www.sacl.or.jp/>)

(公社)建設荷役車両安全技術協会

広報委員会 行

『建設荷役車両』

アンケートのお願い

いつもご愛読ありがとうございます。

広報委員会では、会員の皆様へお役に立てる情報等の提供を目指して

これからも誌面づくりに取り組んでまいります。

今後の参考として、アンケートにご協力いただきますようよろしくお願い致します。

下記のアンケート用紙にご記入いただき、上記の宛先まで FAX にてご送信ください。

(回答有効期限：平成29年2月末まで)

回答をお寄せいただいた方には、抽選で右下の賞品をお送りします。

■ **本誌の記事について**

毎号よく読む記事・良かったと思う記事を 下表の①～⑮から 3 つ選んでください。

アンケート対象号：[Vol.38] 2 2 1 号（平成28年1月号）～2 2 6 号（平成28年11月号）

【1】 _____ 【2】 _____ 【3】 _____

No.	記事名	No.	記事名	No.	記事名
①	巻頭言	⑥	イラスト災害事例	⑪	建荷協の動き
②	広報（特集）	⑦	コーヒーブレイク	⑫	研修・教育の予定
③	実践メンタルヘルズ講座	⑧	製品紹介	⑬	発行図書のご案内
④	技術解説	⑨	取材記事/グラビア	⑭	資格取得者名簿
⑤	経済情報	⑩	我が社のセールスポイント	⑮	編集後記

■ **本誌で今後取り上げて欲しいテーマや本誌に関するご意見・ご感想などご記入ください。**

フリガナ 氏 名		支部名	
会社名			
住 所	〒		
TEL:			

■ 回答者全員に、抽選で次のいずれかの賞品をお送りします。

- ①： VISA ギフトカード 5,000円 2名様
- ②： 同 3,000円 5名様
- ③： 同 2,000円 10名様

※上記以外の方全員

- ④： 図書券 500円

ご回答ありがとうございました。このページを切り取るかコピーをして、そのままFAXしてください。

このアンケート結果は、機関誌229号（平成29年5月号）に掲載する予定です。



公 益 社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

切り取り線

2016/11 月号

☆機関誌モニターアンケートにご協力下さい。
(巻頭綴込み) 用紙はホームページからも入手
できます。(会員限定ページに掲載)



とくしけんくん

◆ 平成28年度特定自主検査強調月間実施中!

◆ 特定自主検査業務点検表の解説

◆ 平成27年度特定自主検査実施状況
(検査業者によるもの)



とくしけんくん

建設荷役車両

2016-11 VOL.38 No.226

INDEX

■ 巻頭言

レンタル機械の安全管理 辻村 敏夫 4

■ 広報

平成28年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中！ 5

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 6

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 17

平成27年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの） 25

■ 実践メンタルヘルス講座

職場のメンタルヘルス不調対策 小山 文彦 30

■ コーヒーブレイク

第100話 パルテノン神殿に舞う！ 寺岡 晟 38

■ 経済情報－1

米国出張メモ：大統領選が終わると本当に霧は晴れるのか
..... みずほ総合研究所提供 45

■ 経済情報－2

緊急レポート：「米国大統領選挙の展望」 みずほ総合研究所提供 47

■ 技術解説

新型電動式フォークリフトFE25-1 / FE30-1について ... 工藤 健次 49

■ シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例	55
----------------	----

■ 製品紹介 59

超小旋回ミニショベル「PC30UU-6」／小型ブルドーザ 超々湿地仕様／新型油圧ショベル「SH250-7」他2機種／中型油圧ショベル「ZAXIS-6」シリーズ3機種

建荷協の動き	63
--------------	----

平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表	64
------------------------------	----

■ お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料	72
---------------------------	----

協会発行図書等のご案内	73
-------------------	----

支部一覧	77
------------	----

特定自主検査者資格取得者名簿（平成28年8月1日～平成28年9月30日） ..	78
---	----

編集後記	81
------------	----

◎機関誌モニターアンケート	巻頭
---------------------	----



「レンタル機械の安全管理」

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 辻村 敏夫

西尾レントオール株式会社 取締役

ご安全に！

会員の皆様におかれましては日頃より安全生産活動にご清栄の事とお喜び申し上げます。

さて所属会社であります西尾レントオール株式会社は建設機械のレンタルを主な生業としており、当協会におきましては約2年前から理事職を拝命しております。

会員の中にも特定自主検査制度に関わる機械をレンタルされている会社は相当数に上るのではないかと推測します。

建設荷役車両賃貸機械の分類は大きな括りで

1. 車両系建設機械
2. 不整地運搬車
3. 高所作業車
4. フォークリフト

に分かれており、圧倒的に台数が多いのがフォークリフト・油圧ショベル（車両系建設機械）・高所作業車の3機種であります。

レンタル会社は保有する機械の圧倒的多数を賃貸用として保有しており、使用しているのは自社工場・機械ヤードにあるわずかな台数です。同じ保有機械でも意味合いが違っており安全衛生規則においても使用機械と貸与機械とは区別されています。

労働安全衛生規則（第666条）機械貸与者の講ずべき処置として点検・補修・整備等が義務化されており完全な

状態でレンタル機械は出荷されなくてはなりません。

特定自主検査制度においても建設荷役車両賃貸借機の取扱いに関するガイドラインを参考に制度の普及及び促進に努めております。

この様にレンタル機械は多くの縛りの中でユーザーに提供されており、経年機械であっても常にベストコンディションにしておく事がレンタル会社としての使命であると考えております。

昨今、建設用機械は様々な用途に対応できる複合型の機械が増加しております、例えばクレーン機能付油圧ショベルなどです、車両系建設機械であり小型移動式クレーンである事から特定自主検査と定期自主検査など安全管理が必要となります。

アタッチメント交換で車両系建設機械になったり移動式クレーンになったり高所作業車になったりと変幻自在の機械も登場してきました。

ICT施工機械や無人化施工機械など自動制御（遠隔制御）を搭載した機械も増加が予測されます。

今後、出現するであろう多機能機械の運転・メンテナンス・検査・点検等の技術力の確保が今後の課題であると考えております。

みなさまの益々のご発展を祈念しまして巻頭言とさせていただきます。

平成28年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中！ “特自検の適正実施を重点に”

11月1日から1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、特自検の確実な実施と登録検査業者や事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。実施に当たり、不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

■スローガン

安心の笑顔の向こうに 特自検

事業内検査を行う事業者及び登録検査業者の皆さん！

- 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを「特定自主検査業務点検表及びその解説(次ページ参照)〔検査業者用又は事業内用〕」を用いて、自社の業務の実施体制、検査者検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRをしてください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル業者の皆さん！

- 特自検が計画的に実施されているか、確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。



主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
後援 厚生労働省・経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕』の解説」は「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 検査業者用」（B P - Z C - 0 1）等で解説している箇所を示したものです。

. 業務点検表を示します。

. 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル（特定自主検査業務マニュアル）」での説明箇所を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」による適切な業務点検を実施下さる様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても検査事務所の責任者が定期的に確認（必要であれば確認印等を行う）するよう心掛けてください。

1. 表題部（検査業者名等）

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥	点検者 職氏名	⑦	

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項 目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「＊」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「－」をそれぞれ記入し、 検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	体制	1 本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2 検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3 検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4 本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5 検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6 各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7 * 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）		
		教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	8 社内・その他	判定	建荷協
		教育内容		研修・教育
				* 検査業者検査員資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
				安全教育
				管理者セミナー

No.	解 説	点検のポイント	マニアル
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、そのことが判る様、組織図、体制図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、体制図の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	1.3
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	1.3
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的に実施し、その結果（監査結果および是正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	1.5(7)
4	特目検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標章受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いがないか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	16 資19
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、体系図の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	1.3
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 *法 第100条、登録省令 第19条の21	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	16 資20
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 建荷協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	14 14.3

II 掲示

区分	No.	項 目	判定	備考
掲 示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者銘板を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	1.5(6)①
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 *登録省令 第19条の17	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	1.2
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていませんか。	1.5(6)③ 8.1
12	検査業者銘板がある場合は検査事務所の見易い場所に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板が掲示されていませんか。	1.5(6)②
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていことが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	1.5(3)① 4.3(2)1)

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考
検査員	14	検査員名簿を備えている		
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無 人数 判定	
	15	フォークリフト	有 ・ 無	
		不整地運搬車	有 ・ 無	
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有 ・ 無	
		車両系建設機械（基礎工事用）	有 ・ 無	
		車両系建設機械（締固め用）	有 ・ 無	
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有 ・ 無	
		高所作業車	有 ・ 無	
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている		
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	4.3(1)
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 *登録省令 第19条の15	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	1.2(2)1)
	登録の有無 人数 判定	当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。 当該検査事務所内で登録の有無の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「-」を記入します。 当該検査事務所内で特定制検査を行うことができるかできないか。	
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定制検査記録表（および特定制検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所に過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	1.5(3)② 4.3(2)2)

Ⅳ 業務規程

区分	No.	項 目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20 *	業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22 *	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23 *	・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24 *	・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25 *	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26 *	・休日、営業時間、検査場所		
	27 *	・出張検査の要領		
	28	・検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行		
	30 *	業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。 また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。	1.5(2)
20	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。	・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。 ・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	
29	*登録省令 第19条の15第3号	・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	1.3
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 *登録省令 第19条の19	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	16 費20.21

Ⅴ 検査機器

区分	No.	項 目	判定	備考
検査機器	31	検査機器台帳を備えている		
	32 *	検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である		
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある		
		台数 判定 整備状況	台数 判定 整備状況	
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用	⑤油圧計
		②回転計		⑥電圧計
		③シックネスゲージ		⑦電流計
		④ノズルテスター		⑧探傷器(又はカラーチェック等)
				⑨磨耗ゲージ

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	5.2 費6
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 *登録省令 第19条の15第2号	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	5.1 1.2(2)(2)
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	5.2
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。		
	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

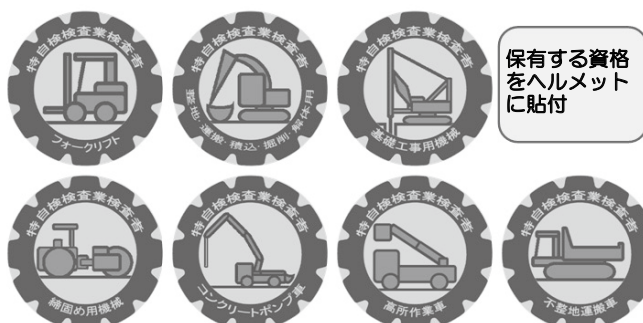
VI 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 ・標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。	6.5 資9
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	・決まった様式の標章受払簿を使用していますか。	6.5 資10
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	・標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。	6.4
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	・受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしませんか。 ・統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	6.5(1)②
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	6.5(1)①
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	6.5(1)⑤

協会頒布品のご案内

建荷協では無資格者による検査を防止するため、「検査業検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。



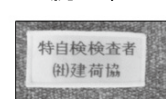
検査業検査者シール

保有する資格
をヘルメット
に貼付





腕 章



ワッペン
(アイロンで圧着)

Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		
	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載(仕掛け)のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	ページ
40	標章受払簿には標章(特定自主検査検査済標章)の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先(建荷協、本社、検査事務所等)等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 ・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残枚数と一致していますか。 ・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払い後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 ・標章の受入先(建荷協支部、本社、検査事務所等)が備考欄に記入してありますか。 ・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 ・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。	6.5
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	6.5
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。	6.5(1)④
43	実施月の切取りミス、年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受入簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。(関連52, 53)	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	6.5(1)⑤
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 *登録省令 第19条の20	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものものは保存してありますか。	
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	9.2 資13
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入(空欄なし)します。	・定期的空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入(長期仕掛け)のものはありませんか。 (例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。)	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	6.5(2)
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	7.3(3) 資8

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。(検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適当です) ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	8
51	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章が実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合は、「標章受払簿」又は「特定自主検査台帳・検査料金収納簿」の当該標章の番号記載行の適用欄にその状況を記入しておく必要があります。 そして、残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保存しておきます。	・廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	6.5(3)
53	また、焼失・紛失等で残片がない場合は、当事者に「顛末書」等を作成させ、保存しておきます。 (関連43)	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した検査標章についての顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20		

協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名(図書符号)	説 明
特定自主検査業務マニュアル [検査業者] (BP-ZC-01)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 (BC-ZC-01)	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査とその管理 [管理者マニュアル] (BC-ZC-06)	管理者層の方々を対象として、特定自主検査業務の管理とはどのようなことかを解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期(特定)自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に関係する法令、通達(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等)について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-01フォークリフト)(SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機)(SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各 種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[検査業者用] (BC-ZC-07)	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務つけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 (SS-LC-03フォークリフト)(SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル)(SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラクタ・ショベル)(SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-057*ル・ド・サー)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとに纏めたものです。

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
	56	記載事項に漏れはない		
	57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
	58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	59 *	特定自主検査実施年月日		
	60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している		
	61	検査事務所責任者名が自署・押印している		
	62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
	63	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている		
	64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
	65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
	66	安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
	67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
日報	70	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
	71	3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標準番号等の番号順に綴っていますか。	7.3(1)
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	7.2
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことです。検査員が自筆で署名し捺印をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記し捺印します。複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことです。責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名し捺印をします。名前の訂正をしてはいけません。 複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	マニアル
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生するおそれがあると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記の上、事業者にすみやかに通知します。 直ちに補修の必要はないが、稼動時間の経過に伴って異常の発生が予見される場合は、事業者への要請等欄にその旨を明記しておきます。 その他使用者における点検の未実施、点検方法等の不具合事項については改善策を事業者への要請等欄に記入し勧奨します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	10.2
66	標章は事業者（依頼主）が貼付します。ただし、事業者からの貼付の要請があったときは、検査結果に問題が無い場合に限り検査員が貼付しても良い。 検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	10.1 頁14
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。	7.3(3)
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	13
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 *登録省令 第19条の20	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	7.3(1)
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は3年間保存する。		

3. 関係法令

【労働安全衛生法】

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省略)

(罰則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55 (不整地運搬車関係)、**第169条** (車両系建設機械関係)、**第194条の25** (高所作業車関係)

【登録省令】

(検査業者の登録事項)

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

(登録の基準)

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
 - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
 - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
 - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
 - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

(登録事項の変更)

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

(業務規程の変更の報告)

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

(帳簿)

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

(定期報告)

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書(様式第7号の6)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

4. その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間(3年間)が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上(原則に記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

B P - Y C - 0 5 - A



特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 事業内用」(B P - Z C - 0 2)で解説している箇所を示したものです。

. 業務点検表を示します。

. 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル (特定自主検査業務マニュアル)」での説明箇所を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を実施される様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても事業所の責任者が定期的に確認 (必要であれば確認印等を行う) するよう心掛けてください。

1. 表題部 (事業所名等)

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	② 年 月 日	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項 目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している		
		教育内容	判定	建荷協
				研修・教育
				* 検査者資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
				安全教育
				管理セミナー
機械の管理	5	検査対象機械一覧表を整備してある。（検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの）		
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	* 検査対象機械は、1年に1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期的に、漏れなく検査を行っている		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します（事業場が複数の場合は事業場ごとに選任）。また、そのことが判る様、組織図、体制図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、体制図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、機械管理責任者が必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に検査実施責任者を定めていますか。	
3	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に（おおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で管理している教育状況を判定します。 建 荷 協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。 (社内研修、技能講習等)を記入し、その実施	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	12.2 資10
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。	12.3
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。	・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	2
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期的に、漏れなく検査を行わなければなりません。 * 安衛則 第151条の24、56、第169条の2、第194条の26	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

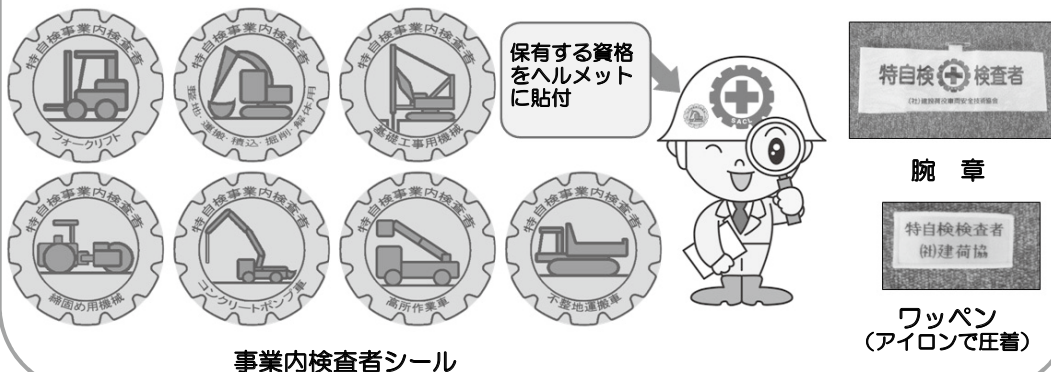
Ⅱ 検査者

区分	No.	項目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用)		
	14	車両系建設機械(基礎工事用)		
	15	車両系建設機械(締固め用)		
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル#
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	・検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 ・複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。	6.3(2)1)
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特自主検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定自主検査を依頼しなければなりません。	・検査対象機械で検査者の欠員のあるものはありませんか。	6.1
11	人数：当該事務所で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「-」を記入します。		
	判定：当該事務所で特定自主検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	・検査者名簿を3年間保存していますか。	6.3(1) 資4
19	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	・資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査者のみが装着するルールになっていますか。	6.3(2)2)

協会頒布品のご案内

建荷協では無資格者による検査を防止するため、「事業内検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。



Ⅲ 検査機器

区分	No.	項 目						判定	備考	
検査機器	21	検査機器台帳を備えている								
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である							/	
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある								
			台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況	
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用				⑤油圧計 ⑥電圧計			
		②回転計					⑦電流計			
		③シックネスゲージ					⑧探傷器(又はカーチェック等)			
		④ノズルテスター					⑨磨耗ゲージ			

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器と相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。	8.2 表6
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。 ・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。	8.1
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。		
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について

事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制（検査機器を随時借用・使用できる体制）を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施設設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適正に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	・標章の受入先（建荷協支部、本社、事務所等）が備考欄に記入してありますか。	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	・標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。	10.5
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	・受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。 ・機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	

28	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	10.5
29	年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	

V 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている		
	31	受入数、払出数、残数に差異がない		
	32	月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している		
	35	標章番号順等系統的に記載されている		
	36	記載事項に漏れがない		
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
	38	標章番号に欠番はない		
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	42	3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	マニユアル
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	10.5 資8
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	10.5 資9
33	実施月の切取りミス、年末余剰等は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（一）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛けとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章の実施月の切り抜き誤り等、標章を廃棄する場合は標章番号を含む部位の保管と廃棄理由を明確にしておく必要があります。	・廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等 (証明書)	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署・押印している		
	48	機械責任者名が自署・押印している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があることはありません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者（有資格者）の氏名のことです。検査者が自筆で署名、捺印をします。検査者氏名を訂正してはいけません。 検査者（有資格者）2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名それぞれが自筆署名し捺印します。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名、捺印します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 * 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	50	該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている	
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している	
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している	
	53	重大な安全装備の未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている	
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている	
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している	
	56	* 3年間保存している	
	注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい		
	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している	
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している	

No.	解 説	点検のポイント	マニアル
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	7
52	検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記します。なお、事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、検査の結果、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、すみやかに補修措置を講じていますか。 ・機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。	11
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようにしていますか。	11.3
54	特定自主検査記録表、標章を再交付した場合は再交付申請書を保管しておく必要があります。	・再交付申請書は特定自主検査記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えてありますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えてありますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。	9
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	7.3
57			2
58	検査業者による検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合、事業者への要請等欄にその旨が明記されます。事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入されます。	・検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄に明記の有無を確認していますか。 ・安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。（関連52, 53）	11

協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル【事業内検査】 (BP-ZC-02)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-01フォークリフト) (SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機) (SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各 種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 (BC-ZC-04)	検査台帳は特定自主検査済標章の受払を明確に記録しておくための標章受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標章貼付簿からなります。
検査整備基準値表 (SS-LC-03フォークリフト) (SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル) (SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラクタ・ショベル) (SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-05ダンプトラック)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2013 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成25年6月増刷

平成27年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課

検査業者は、登録製造時等検査機関等に関する規則の第19条の21の規定により、毎年度、特定自主検査の実施状況を、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長あてに報告しなければならないとされている。

以下の表は、平成27年度分として報告のあった実施状況を集計したものである。

フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車についての特定自主検査対象機械の実施台数は1,210,409台で、平成26年度に比べ31,202台（2.6%）の増加となっている。

表－1 検査業者による特定自主検査実施台数及び検査者数（全国集計）

上段：平成26年度 下段：平成27年度（前年比）

登録別 機械等の種類		大臣登録		局長登録		合 計	
		検査者数	検査実施 台 数	検査者数	検査実施 台 数	検査者数	検査実施 台 数
フォークリフト		6,339 6,318	377,697 387,485	10,617 10,631	336,422 347,117	16,956 16,949	714,119 734,602 (+2.9%)
不 整 地 運 搬 車		6,185 6,230	1,702 1,627	7,543 7,648	3,365 3,605	13,728 13,878	5,067 5,232 (+3.3%)
車 両 系 建 設 機 械	整地・運搬・積 込み用・掘削 用及び解体用	7,743 7,771	177,404 183,542	11,782 11,842	194,630 198,135	19,525 19,613	372,034 381,677 (+2.6%)
	基 礎 工 事 用	5,590 5,632	3,699 3,686	5,673 5,618	7,370 7,683	11,263 11,250	11,069 11,369 (+2.7%)
	締 固 め 用	5,574 5,561	8,256 8,129	6,892 6,863	16,347 16,137	12,466 12,424	24,603 24,266 (-1.4%)
	コンクリート 打 設 用	129 129	562 544	742 722	3,486 3,569	871 851	4,048 4,113 (+1.6%)
	(小 計)	19,036 19,093	189,921 195,901	25,089 25,045	221,833 225,524	44,125 44,138	411,754 421,425 (+2.3%)
	高 所 作 業 車	2,097 2,035	11,455 11,288	4,231 4,285	36,812 37,862	6,328 6,320	48,267 49,150 (+1.8%)
計		33,657 33,676	580,775 596,301	47,480 47,609	598,432 614,108	81,137 81,285	1,179,207 1,210,409 (+2.6%)

表－２ 大臣登録検査業者における検査者数（平成27年度）

都道府県名	フォーク リフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所作業車	合 計
			整地・運搬・ 積み込み用・掘 削用・解体用	基礎工事中用	締固め用	コンクリート 打設用		
北海道	158	369	441	349	349	1	65	1,732
青森県	92	179	202	152	155	1	33	814
岩手県	91	182	217	150	161	4	67	872
宮城県	149	268	308	236	240	10	70	1,281
秋田県	72	84	100	54	59	1	12	382
山形県	52	65	66	51	50	0	16	300
福島県	75	87	89	66	65	4	19	405
茨城県	110	103	113	82	80	0	39	527
栃木県	94	95	104	82	82	0	29	486
群馬県	90	53	84	48	51	6	8	340
埼玉県	288	184	283	190	184	3	101	1,233
千葉県	235	211	311	243	198	7	76	1,281
東京都	239	123	171	122	91	0	88	834
神奈川県	263	198	273	185	162	12	69	1,162
新潟県	189	247	293	228	226	2	41	1,226
富山県	62	86	117	93	88	2	35	483
石川県	77	112	144	110	114	4	24	585
福井県	14	18	18	18	18	1	10	97
山梨県	25	53	59	50	48	0	16	251
長野県	129	150	190	136	138	0	60	803
岐阜県	158	161	219	148	152	0	69	907
静岡県	127	137	138	110	114	3	23	652
愛知県	587	332	535	318	303	7	246	2,328
三重県	216	157	210	141	142	2	78	946
滋賀県	108	22	47	17	21	0	14	229
京都府	144	123	144	89	108	2	39	649
大阪府	531	249	347	230	222	2	126	1,707
兵庫県	212	188	220	167	159	9	58	1,013
奈良県	33	34	41	22	28	0	4	162
和歌山県	46	86	94	80	81	0	23	410
鳥取県	55	52	59	49	50	2	14	281
島根県	53	78	91	75	75	4	27	403
岡山県	181	130	159	122	121	0	50	763
広島県	214	179	251	160	153	3	139	1,099
山口県	82	95	100	74	66	0	14	431
徳島県	39	98	110	94	94	5	6	446
香川県	57	94	104	91	85	6	20	457
愛媛県	127	122	161	117	112	7	32	678
高知県	35	70	81	74	70	5	9	344
福岡県	334	317	360	257	265	0	75	1,608
佐賀県	114	80	98	73	78	7	23	473
長崎県	92	110	124	93	95	5	20	539
熊本県	78	85	101	55	60	0	13	392
大分県	31	61	62	57	58	0	4	273
宮崎県	62	103	117	98	99	0	11	490
鹿児島県	77	140	152	127	134	2	12	644
沖縄県	21	60	63	49	57	0	8	258
合 計	6,318	6,230	7,771	5,632	5,561	129	2,035	33,676
前年度実績	6,339	6,185	7,743	5,590	5,574	129	2,097	33,657
増 減	－ 21	45	28	42	－ 13	0	－ 62	19

表－３ 大臣登録検査業者における特定自主検査実施台数（平成26年度）

都道府県名	フォーク リフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所作業車	合 計
			整地・運搬・ 積み込み用・掘 削用・解体用	基礎工事中用	締固め用	コンクリート 打設用		
北海道	5,517	71	11,169	69	114	0	342	17,282
青森県	3,411	40	5,188	10	150	0	22	8,821
岩手県	3,080	54	4,654	50	242	9	114	8,203
宮城県	6,449	116	8,186	141	472	18	730	16,112
秋田県	1,960	36	2,352	30	86	0	49	4,513
山形県	1,659	20	2,087	46	60	0	27	3,899
福島県	3,845	49	3,551	15	208	2	148	7,818
茨城県	7,566	17	2,812	188	91	0	87	10,761
栃木県	4,912	5	1,525	25	62	0	71	6,600
群馬県	6,677	53	2,976	25	173	73	123	10,100
埼玉県	21,534	23	4,685	170	85	19	1,312	27,828
千葉県	15,186	22	5,762	611	162	171	427	22,341
東京都	15,705	18	4,790	199	144	0	750	21,606
神奈川県	20,001	33	6,623	163	184	20	621	27,645
新潟県	6,827	70	10,738	149	381	0	245	18,410
富山県	2,204	9	2,254	37	104	0	173	4,781
石川県	4,087	18	1,406	24	59	7	151	5,752
福井県	911	0	724	6	27	0	11	1,679
山梨県	1,814	8	2,007	16	56	0	109	4,010
長野県	7,305	48	6,998	20	277	3	77	14,728
岐阜県	13,743	49	5,933	36	341	0	77	20,179
静岡県	9,413	37	4,810	76	151	70	7	14,564
愛知県	39,155	38	8,624	391	372	86	1,095	49,761
三重県	15,460	49	4,708	58	301	0	317	20,893
滋賀県	9,568	7	552	65	18	0	126	10,336
京都府	9,280	17	2,600	73	76	0	66	12,112
大阪府	42,870	19	5,590	254	195	0	784	49,712
兵庫県	13,320	24	3,961	31	96	9	363	17,804
奈良県	2,929	14	942	0	27	0	3	3,915
和歌山県	2,092	27	2,209	6	164	0	24	4,522
鳥取県	2,791	26	1,355	19	75	0	17	4,283
島根県	2,605	43	3,106	93	217	7	27	6,098
岡山県	12,483	32	2,830	29	135	0	37	15,546
広島県	13,980	25	4,091	64	163	7	776	19,106
山口県	3,730	21	3,640	31	158	0	23	7,603
徳島県	2,732	13	2,656	12	130	0	2	5,545
香川県	3,397	26	3,275	50	173	0	474	7,395
愛媛県	9,432	45	4,450	45	293	3	536	14,804
高知県	2,626	15	2,188	1	102	8	15	4,955
福岡県	16,793	36	5,946	235	250	0	524	23,784
佐賀県	4,966	37	2,455	62	209	13	108	7,850
長崎県	4,118	153	2,173	24	140	19	111	6,738
熊本県	3,418	35	3,740	3	124	0	161	7,481
大分県	502	38	2,325	7	142	0	0	3,014
宮崎県	2,342	44	2,432	10	316	0	21	5,165
鹿児島県	2,937	44	4,283	11	429	0	3	7,707
沖縄県	153	3	2,181	6	195	0	2	2,540
合 計	387,485	1,627	183,542	3,686	8,129	544	11,288	596,301
前年度実績	377,697	1,702	177,404	3,699	8,256	562	11,455	580,775
増 減	9,788	－ 75	6,138	－ 13	－ 127	－ 18	－ 167	15,526

表－４ 局長登録検査業者における検査者数（平成27年度）

都道府県名	フォーク リフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所作業車	合 計
			整地・運搬・ 積み込み用・掘 削用・解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用		
北海道	750	742	1,196	558	663	87	400	4,396
青森県	200	193	273	141	156	16	100	1,079
岩手県	155	222	364	149	183	16	84	1,173
宮城県	181	142	223	112	131	7	61	857
秋田県	139	224	313	167	201	16	95	1,155
山形県	148	176	267	145	145	13	60	954
福島県	245	283	367	189	220	13	127	1,444
茨城県	343	179	370	129	166	6	70	1,263
栃木県	328	183	333	127	176	9	62	1,218
群馬県	323	199	317	125	190	10	78	1,242
埼玉県	369	174	280	143	184	16	88	1,254
千葉県	310	137	203	86	88	12	77	913
東京都	342	75	191	62	74	21	99	864
神奈川県	280	120	194	98	134	15	68	909
新潟県	366	371	514	189	250	44	160	1,894
富山県	240	180	249	139	180	18	79	1,085
石川県	110	170	214	160	171	12	90	927
福井県	173	164	241	133	143	22	117	993
山梨県	80	82	106	58	81	2	22	431
長野県	263	238	374	106	211	32	165	1,389
岐阜県	182	136	200	109	111	5	53	796
静岡県	547	184	399	132	156	28	178	1,624
愛知県	814	282	497	242	275	33	320	2,463
三重県	132	94	151	84	98	12	51	622
滋賀県	144	106	141	66	84	2	55	598
京都府	82	76	117	68	68	9	60	480
大阪府	231	67	165	107	90	16	114	790
兵庫県	425	226	406	212	228	23	150	1,670
奈良県	82	38	71	45	41	4	34	315
和歌山県	131	80	141	47	59	6	36	500
鳥取県	84	85	98	84	86	5	49	491
島根県	137	113	157	103	111	12	60	693
岡山県	163	147	223	124	142	10	71	880
広島県	239	242	321	104	178	18	101	1,203
山口県	215	195	197	101	131	23	116	978
徳島県	69	55	74	56	57	2	18	331
香川県	139	64	109	68	59	9	43	491
愛媛県	164	116	132	74	97	12	53	648
高知県	64	73	104	58	77	11	28	415
福岡県	276	151	263	159	155	11	100	1,115
佐賀県	45	34	39	20	26	8	25	197
長崎県	114	100	126	82	93	14	54	583
熊本県	152	102	187	64	94	13	55	667
大分県	164	126	210	36	99	2	73	710
宮崎県	142	206	267	149	191	12	82	1,049
鹿児島県	214	208	321	105	220	21	114	1,203
沖縄県	135	88	137	103	90	14	90	657
合 計	10,631	7,648	11,842	5,618	6,863	722	4,285	47,609
前年度実績	10,617	7,543	11,782	5,673	6,892	742	4,231	47,480
増 減	14	105	60	－ 55	－ 29	－ 20	54	129

表－５ 局長登録検査業者における特定自主検査実施台数（平成27年度）

都道府県名	フォーク リフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所作業車	合 計
			整地・運搬・ 積み込み用・掘 削用・解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用		
北海道	18,926	114	12,389	491	248	199	2,343	34,710
青森県	3,850	67	4,061	226	281	40	637	9,162
岩手県	4,693	124	6,636	149	133	29	592	12,356
宮城県	6,838	49	3,610	289	342	13	785	11,926
秋田県	2,516	224	7,034	78	322	32	464	10,670
山形県	4,822	54	6,068	80	347	124	460	11,955
福島県	9,495	261	13,210	225	1,274	7	1,143	25,615
茨城県	17,482	70	6,237	131	507	71	1,011	25,509
栃木県	14,168	142	8,639	95	839	53	1,022	24,958
群馬県	12,059	35	3,927	81	357	31	691	17,181
埼玉県	23,054	22	7,924	621	504	229	1,210	33,564
千葉県	11,136	19	2,684	306	176	53	2,020	16,394
東京都	18,343	10	1,801	80	179	432	1,503	22,348
神奈川県	15,176	12	2,871	214	161	314	924	19,672
新潟県	7,899	194	6,248	378	550	52	1,227	16,548
富山県	8,348	117	4,793	93	257	58	475	14,141
石川県	3,582	38	3,043	71	64	27	533	7,358
福井県	4,726	98	5,573	117	489	33	425	11,461
山梨県	3,647	11	1,741	66	106	10	278	5,859
長野県	7,204	223	8,944	139	1,047	57	1,094	18,708
岐阜県	3,437	19	3,324	86	253	14	868	8,001
静岡県	31,588	56	5,935	276	432	90	1,458	39,835
愛知県	20,577	23	7,702	579	666	258	2,058	31,863
三重県	2,751	49	2,913	74	216	110	511	6,624
滋賀県	5,224	28	3,323	76	252	1	343	9,247
京都府	847	35	2,406	83	132	39	793	4,335
大阪府	6,007	10	1,552	415	118	385	1,228	9,715
兵庫県	19,323	46	4,518	104	406	242	1,196	25,835
奈良県	2,634	45	1,775	57	123	29	416	5,079
和歌山県	3,183	17	1,489	52	70	25	267	5,103
鳥取県	833	24	1,629	27	221	22	176	2,932
島根県	785	68	2,028	108	147	20	379	3,535
岡山県	2,848	103	3,871	221	367	47	734	8,191
広島県	6,242	547	4,846	208	382	66	783	13,074
山口県	5,476	19	1,385	155	78	7	615	7,735
徳島県	2,094	10	1,591	73	193	8	366	4,335
香川県	3,753	5	1,627	46	166	19	628	6,244
愛媛県	1,598	71	2,476	70	164	24	486	4,889
高知県	284	21	1,930	43	143	27	395	2,843
福岡県	7,630	93	3,313	234	416	93	960	12,739
佐賀県	496	9	350	50	54	0	141	1,100
長崎県	758	36	2,560	62	348	44	662	4,470
熊本県	4,454	70	2,577	127	275	5	494	8,002
大分県	4,842	130	3,503	45	621	3	837	9,981
宮崎県	3,809	80	5,325	53	735	5	472	10,479
鹿児島県	4,721	53	4,499	209	663	64	708	10,917
沖縄県	2,959	54	2,255	220	313	58	1,051	6,910
合 計	347,117	3,605	198,135	7,683	16,137	3,569	37,862	614,108
前年度実績	336,422	3,365	194,630	7,370	16,347	3,486	36,812	598,432
増 減	10,695	240	3,505	313	－ 210	83	1,050	15,676

職場のメンタルヘルス不調対策 ーストレス対処法からポジティブヘルスまでー

小山 文彦

東邦大学 医療センター 佐倉病院
産業精神保健・職場復帰支援センター長・教授

1. 職場のメンタルヘルス不調対策

これまでお話ししてきたように、事例性（職場での様子が「いつもとちがうこと」と疾病性（なんらかの疾病により「いつもとちがうこと」）の視点から考えてみると、長期化するメンタルヘルス不調の特徴が大まかに整理できます。明らかなうつ病のように、疾病性の重い場合でも事例性が「見かけ上」軽いときには、「要休業！」と担当医が事業場に働きかけたいケースです。例えば、それは「休もうにも休めない」状況にいる場合、または、組織への過剰適応（自身より組織を優先して頑張りすぎる等）がみられる場合です。このようなケースが放置されると、病状が悪化したり、うつ病の場合は自殺を危惧することになります。不調の兆しに気づいたら迅速な対応ができるように、日頃から、担当医と事業場との連携のチャンネル（介在するスタッフは誰か）を明確にしておきましょう。

逆に、疾病性の軽い場合でも事例性

は大変大きい場合があります。「（これも）メンタルの病気？」と事業場側が対応に困るケースです。例えば、仕事を離れた状況では健全な場合が多く、仕事への適性・遂行能力に問題があるのかもしれない、または独善的な（自分よりも周囲が悪い等）傾向をもつパーソナリティーの問題が考えられます。そして、それ以外に考える必要のあるものが前回お話しした発達障害の問題です。

気づくべきサインを念頭に、日頃からの不調予防対策が事業場内で備わった時、それでも疾病かどうか迷う場合等に備えて、もうワンステップ進めておきたいものです。それは、「治療と仕事の両立支援」の考え方の基本となった事業場内外の連携の成り立ちです。それが円滑に運べる「風通しのいい連携」のためには

- ① 事業場内で、メンタルヘルスについての啓蒙が図れているか？

- ② 事業場の安全・衛生委員会が、過労対策にも機能しているか？
- ③ 人事労務担当者等と産業保健スタッフとの連携が成り立っているか？
- ④ いざ、事業場外資源との連携を図る場合に、担当医とのチャンネルとなれる産保スタッフはだれか？（事例性までの範囲か？疾病性のものか？の推定が必要）。また、会社のかかりつけ医（メンタルヘルス不調の専門医）がいるか？

以上について、日頃から意識しておくことが必要かと思います。そして事業場外資源として関わる医師等は、労働者の主訴も聴き、事業場の声も聴き、客観的な診たてや意見を述べるべき現状があります。

以上をまとめてみると、不調の予防、処遇改善など職場内で出来る対処、治療への導入、疾病回復後の就労支援といった目的にかなう備えが必要だと言えます。図に掲げたメンタルヘルス不調対策5ヶ条は、なにも目新しいことではないかもしれません。ただ、どれも実際に機能するまでには、時間も人材も必要です。一つずつ自己評価して、対策実践のために参考にさせていただければと思います。

－職場のメンタルヘルス 不調対策 5か条－

- ① 早期に事例性、疾病性が取り上げられること
- ② 安全・衛生管理上、睡眠の状況、疲労蓄積～気分変動の有無等のチェックを盛り込むこと
- ③ 産業保健スタッフは、評価から面接に重点をおけること
- ④ 事業場内外の風通しのよい連携があること
- ⑤ 担当医師は、診立て・主観にかたよらないこと
 - ・患者の主訴も聴き、事業場の声も聴くこと
 - ・外部担当医は、客観的な診たて、意見を述べるべき現状がある。

2. 仕事のストレス対処法

(1) コーピングとは？

これまで、心理的なストレスへの対処法（コーピング）として、認知（気づき）、自己肯定、セルフトーク等についてお話ししました。今回は、仕事のストレス対処法について、あらためて考えてみましょう。日常、自分なりにストレスを貯め込まないようにしていても、日々多くの難題がやってきます。例えば、次のような経験は多くの方が経験されているはずです。

- ・クレームや、思いもよらない言葉で精神的なダメージを受けた。
- ・荷が重いようなタスクが課せられた。
- ・自分への評価が、期待していたよりも低いと感じられた。
- ・自分の仕事に、しっかりした意味（や目的）を感じられない。
- ・プライベートでの出来事がうまくいかず、仕事に影響する。

そんな時、あなたはどうか対処してきましたか？様々あるかと思いますが、一般的な対処法には概ね次の二つのパターンに分かれてきます。

パターン①

- ☐ それも、悪いことばかりじゃないと割り切ろうとした（良い面に目を向けた）。
- ☐ それは、自分にとってどんな意味があるのか考えてみた（冷静に客観視した）。
- ☐ 「自分に力を与えてくれ」と祈った。
- ☐ 他の人に、そのキモチをぶつけて解消しようとした。
- ☐ それを考えまいと、ほかの事に専念した
- ☐ どうにかなるだろうと、くよくよ考えないことにした。

パターン②

- 少しずつ、段階的に、取り組んでいった。
- 取り組む前に、いろいろと情報を集めて策を練った。
- 過去の似たような状況で、どうしたか考えてみた。
- 同僚、家族、友達などに相談した。
- （その道の）専門家や知恵をもつ人に相談した。
- その状況から抜け出すために、（断る、辞す、遠慮する等）思い切った決断をした。

さて、パターン①のような対処法は、いずれも精神的にカバーする、考え方や気持ちの持ち方によってネガティブな感情をやわらげようとするものです（情動焦点型コーピングといいます）。一方、パターン②は、なんらか行動を起こしてストレスに向かい対応する手立てです（問題焦点型コーピング）。一般的には、パターン①の心理的な対処法だけでは、仕事のストレスと長い付き合いになりがちです。いわゆる「悩」作業が長引きかねません。人づきあいや悩みを聴く場合等は一概には言えませんが、あくまで仕事上、パターン①の方が多く当てはまる場合は、パターン②の項目を取り入れることがいいでしょう。また、パターン②が優勢な場合は、周囲の言葉や配慮を感じ取る意識を磨けば、さらにストレスを軽減できることと思います。概して、パターン①にはリラクゼーションを、パターン②にはコミュニケーションを加味して、よりよいコーピングスタイルを身につけましょう。

ストレスを溜めこむ、考え方の癖

- 完璧主義、二者択一：全か無か、100か0か、○か×か
- マイナス思考：出来事を否定的に考える
- 拡大解釈・過小評価：マイナス面を過大評価し、プラス面を過小評価する
- すべき思考：～すべきである、～しなければならない
- 結論の飛躍：先読みで根拠もないまま（多くは悲観的な）結論を出す

(2) 「首尾一貫」の感覚とは？

1987年、米国のアントノフスキーという社会学者が提唱し、昨今、ストレス対処能力として脚光を浴びている「首尾一貫」の感覚（SOC；sense of coherence）というものがあります。一般に、首尾一貫とは、方針や態度などが初めから終わりまで変わりなく同じで、筋が通っていることを意味します。近頃では、やはり「ブレない」強さが希求されていますね。アントノフスキーは、健康を生成し、ストレスに対処するためには、「首尾一貫の感覚」が重要であって、そのためには次のような感覚が柱になることを述べています。

- 困難を乗り越えて生きようとする感覚
- 将来起こることを予測できる感覚
- ストレス処理のために、周囲からの協力が得られるという感覚

これらの感覚を自身が身に着けるために、そのイメージを浮き彫りにしてみましょう。個人的な解釈の域を出ませんが、困難を乗り越えて、予見しながら、協力者とともに難題に立ち向かうストーリーとして、私達が子供のころから慣れ親しんだものは多くあります。

たとえば、「桃太郎」の場合、だれもが怖がる鬼の棲む島まで退治に向かいます。闘う相手も道のりも大きな困難でしょう。どんな攻撃を受けるか等予

見しながら、イヌ・サル・キジの力を借りて、闘いに勝つわけです。桃太郎は、キビ団子のみならず前述の三つの感覚を備えていたのではないのでしょうか。

また、源義経の『鴨越えの坂落し』（ひよどりごえのさかおとし）にしても、圧倒的な兵力をもつ平家の軍勢に、だれもが躊躇するような坂の上から、早朝の敵の油断等も予見し、味方とともに攻め降りたのです。もちろん、働く毎日は合戦ではありませんが、これらの成功者が備えた才覚は、この「首尾一貫」の感覚を踏まえているように思うのです。

現代の「首尾一貫」の感覚について、第一人者であられる山崎喜比古先生（東京大学健康社会学）監訳の成書には、「首尾一貫」の感覚のチェックリストがあります。この稿では、それを基に、私達が日常備えておくべき感覚として次の10項目を挙げてみました。いずれも、（ ）内に平易なキーワードを付してみました。折にふれて、自己点検の一助となれば幸いです。

首尾一貫感覚 (SOC) の自己点検

- ☐ 自分の周りの出来事は、正確に知っておこう（客観視のために）
- ☐ （他）人は思い通りにはならないし、留まらない（諸行無常）
- ☐ どんなことにも、目的と結果がある（因果応報）
- ☐ 目的と結果は、あなたのシナリオに従う（心理的脚本は善みに）
- ☐ 自分に対する評価を「等身大」と認めよう（成長因子のために）
- ☐ 苦手と不慣れは、そのまま認めて動しよう（勤労は実存に）
- ☐ 混乱の最中も、タスクは一つずつしか進まない（点が線に）
- ☐ 喜怒哀楽、落胆&高揚、まんべんなく在ろう（バラエティあり）
- ☐ 過大？過少？にブレない、かたよらない（中庸の再考）
- ☐ 自制の美德に立ち返ろう（品格は意識から）

3. 自分が「どう在るか」 ーキャリアという視点ー

誰しも青年期（思春期）には、自身の発育や変化を前に、自分が「いったい何者なのか？」と直面し、不安や戸惑いを覚えながら「自分自身」を形成していきます。この自我同一性（E. H. エリクソン）というものを獲得してゆく過程で、「生きる意味が見出せない」、「何をしたらいいのか、わからない」といった悩みは始まり、自分をなかなか肯定できない経験は、青年期を過ぎた人達にとっても多いものではないでしょうか。自分自身が、紛れもない一つの存在として社会に置かれているにも関わらず、オリジナルに価値観を定めることは困難で、多くの人にとって「どう在るか」は、長らく課題であり続けるように思えます。言い換えれば、何が唯一正解なのか？わからない状況が長く続くことが当然であって、それに見合うほど「どう在るべきか、在りたいか」は、実存と言う類なきテーマなのです。

そこに、キャリアという視点を添えてみましょう。キャリア *carrier* には、運び手、保有する者、経歴等の意味がありますが、Super, D. E は、キャリアを「生涯において、ある個人が果たす一連の役割およびその役割の組み合わせである。」と定義しています。人は、一生の中で様々なライフステージを経験し、子供・学生・余暇人・市民・労

働者・配偶者・親…など多くの役割を担い、時にはそれらを併せ持ちながら暮らしています。その役割（キャリア）には、家庭・学校・公衆・職場といった、それぞれ果されるべき場所（劇場）があり、そこでの「在り方」が Super のいうキャリアとなります。そして、多くの場合、対人関係上の立場（位置）や社会・組織のルールなどの制約があり、「劇場」ゆえに、偶然やアドリブがままならないことも当然となってきます。前段の言わば実存主義は、自分自身の「在り方」を探ることが、人としての柔らかく長い精神作業であることを認めながらも、そこにキャリアという視点を添えれば、人の「在り方」には、「今、ここ」での判断と適応の兼備が必要となることも、おわかりいただけるかと思います。

例えば、30代の子育てをしながら働く女性について考えてみましょう。彼女は労働者であると同時に、家庭では母親であり、妻であり、婚家では嫁、両親にとっては娘という役割を持っています。一人で何役をこなすのか、大変な功労です。そして、毎日の役割（キャリア）が多彩でも、一日が24時間しかないのは独身の頃と同じです。人が「どう在るか」には、このように環境に適応することが必要ですが、そもそも適応とは、ただ受動的に状況やストレスを受け入れることを意味するものではありません。仕事も他のキャ

リアも、併せて果たすためには、「今、ここ」での時間や労力の配分を能動的に立案（プランニング）することが前提となります。これは展望ともいえる作業ですから、前述した首尾一貫感覚（SOC）や自己効力感が強い味方になるでしょう。そして、自身のキャリアプランは、ライフステージが進むにつれ変化することが許されて、要所要所に注いだ労力とキャリアが構成した実存（在り方）には、周りからの労いと承認が、根本的に必要な支えとなります。

4. 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスとメンタルヘルス

以上、キャリアの視点から、自分が「どう在るか」について考えてみました。一人で多くのキャリア（役割）をこなしていること、それが職場と家庭に亘っている場合だけでなく、仕事に没頭し、周囲に過剰適応した結果、メンタルヘルス不調をきたす人も見受けられます。理想的な自己像を実現することや、企業・組織の期待に応えることが勤労のゴールにあっても、健康を損なっては、元のキャリアプランとかけ離れてしまいます。国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」というテーマがありますが、この実現のために、我が国では次の四つを推奨しています。①働く機会があり、持続可能な生計に足る収入

が得られること、②労働三権などの働く上での権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること、③家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティーネットが確保され、自己の鍛錬もできること、④公正な扱い、男女平等な扱いを受けること

もちろん、「働きがい」の前に、仕事の機会や収入等は前提ですが、ワーカホリックに多忙であることが、例えば出生率の低下・少子化に繋がり、人口を減らす原因となってしまうことも予測される現代です。言わば、仕事と生活のアンバランスが引き起こす不利益を抑えるために、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスが叫ばれるようになりました。これは、出生率向上・男女均等政策のみならず、労働時間政策、非正規労働者政策など働き方の全般的な改革を目標に掲げ、2007年末には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、様々な取組が進められています。2010年に日本生産性本部メンタルヘルス研究所が行った調査では、次のようなことが実証されています。①ワーク・ライフ・バランスはメンタルヘルスと強い相関がある、②ワーク・ライフ・バランスは職場適応に大きく左右されるが、職場適応だけを高めることはそれほど効果がなく、家庭と職場の balan

スを配慮した方がよい、③家庭生活と職場生活の両者のバランスを図る自己の存在が想定され、それは「仕事の肯定感」（仕事への自己肯定感）として現れる、④ワーク・ライフ・バランスには時間の要素が重要であることが示唆される、⑤女性の方がワーク・ライフ・バランスを実現している傾向がある、⑥男性は、年齢と配偶者の有無によってワーク・ライフ・バランスは大きく変動する（特に30代は配偶者の有無によらず落ち込みは大きい）、⑦女性は年齢と配偶者の有無による変動は小さい。（以上、一部筆者の解釈を含む。）

ここまでの知見をまとめてみると、メンタルヘルスの保持にワーク・ライフ・バランスの影響は大きく、働きがいのある人間らしい仕事をこなすためには、働く機会や必須の権利だけでなく、意思疎通や安全・衛生、公正、仕事と家庭生活との両立が重要だと言えます。仕事がいくら厳しくても、自身の充足感や健康観、憩いや対話のある暮らしを保ちながら、真の幸福というものを自己点検したいものです。

ディーセント・ワーク
（働きがいのある人間らしい仕事）の条件

- ① 働く機会と持続可能な生計に足る収入
- ② 労働三権などの働く上での権利の確保と職場における発言の承認
- ③ 家庭と職業生活の両立、安全・衛生の確保、自己の鍛錬の機会
- ④ 公正で、男女平等な処遇

厚生労働省「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）について」より一部改編

5. 職場のポジティブヘルス

これまでお話しした、キャリアの視点、働きがい、ワーク・ライフ・バランスは、健康生成論（首尾一貫感覚；SOC）や自己効力感等と相まって、自身がどう在るかという実存を助ける能動的な概念です。増加するメンタルヘルス不調の中には、「脳ブルー」のような疾患レベルのものもあり、一方で、実存に向かう能動性が減退したネガティブな「ココロブルー」も見受けられます。平たく言えば、現代のメンタルヘルス不調は、抗うつ剤等の医薬が有効なものばかりではなく、自身の働きがいや在り方の成立や、より働きやすい職場状況への転化の方が有効なものも多いはずです。最近になって、認知行動療法の評価が高まったことは、こうした状況も影響していると考えられます。

さらに論を進めますが、言わば自己のポジティブと環境のポジティブが両立していれば、病気の予防以前に、より前向きな健康の促進「ポジティブヘルス」が可能となります。自己のポジティブとは、前述した在り方や働きがいを産む原石のようなもので、環境のポジティブとは、その原石を光らせ、十分に機能させる「働きやすさ」を網羅し、物理的にも心理・社会的にも快適な職場であることを指します。「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」にならえば、①組織の

 コーヒーブレイク 第100話



パルテノン神殿に舞う！

 寺岡 晟*

真っ青な青空が広がっている。

抜けるような青空とは、このことを言うのか。

今、僕はギリシャの首都アテネのど真ん中に位置しているアクロポリスの丘の麓に立っている。

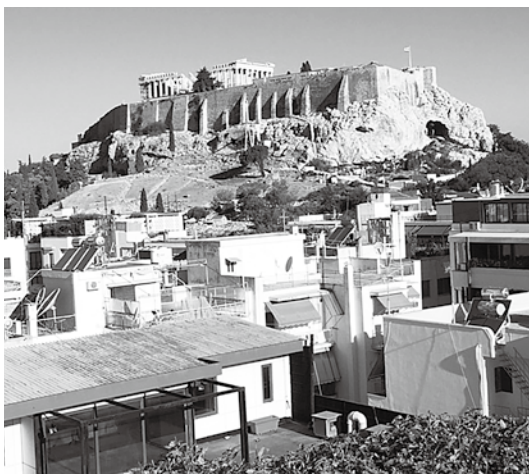
目指すは丘の上に白い姿を見せているパルテノン神殿だ。

真っ青なアテネの空の下、仰ぎ見るパルテノン神殿はまるで姫路城の天守閣のように気高く、そして毅然としている。

「すごい！！」

ワクワクしている僕がそこにいた。

心の中で僕はつぶやいた。



アテネの街から仰ぎ見るアクアポリスの丘

…中学校時代の世界史で学んだギリシャがそこにあり、そして今、教科書に載っていたパルテノン神殿が僕の前にそびえ立っているんだ。

…こうして世界のあちらこちらに旅をするきっかけになったのは、中学校時代の世界史が僕に多くの刺激をもたらしてくれたおかげかも知れない。

僕はアクロポリスの麓にあるゲートの前に進んだ。

人の列がズラッと続いている。

皆、僕と同様に入場チケットを買い求めるために並んでいる観光客だ。

僕の前にも後にも大勢の観光客が並んでいる。聞こえてくる言葉は様々だ。

英語、ドイツ語（この言葉が最も多く感じた）、イタリア語、スペイン語、そしてひときわ甲高い中国語、それに韓国語も。

日本語はまったく聞こえて来ない。

と言っても日本人は僕以外にもいるにはいるが、みなさん静かだ。

会話をしているようだが、声が小さいのか？聞こえて来ない。

* (株)エイム・コンサルツ 代表取締役

僕の前に立つグループは、どうやらアメリカ人のようだ。

キャッキョと楽しそうにおしゃべりしている様が陽気なアメリカ人そのものだからだ。

僕がその様子をニコニコと笑顔で眺めていたら、その中の1人のオバちゃまが「Are you Chinese? Or Japanese?」「I'm Japanese. are you?」と応えながら同じ質問を投げかけると「Oh, I'm sorry. I'm American.」

お互いに笑ってしまった。

それから暫く雑談に興じたのは言うまでもない。

このグループは大西洋岸のノースカロライナ州ウィルミントン市に住んでいる元米海軍のOBのグループだそうで、僕と同様にこの眼でパルテノン神殿を見たく、はるばるやって来たそうだ。

そして「泊っているホテルはどこだ?」と聞かれたので「この近くのアテネゲイトホテルだ」と応えたら「Oh my God !! same hotel as us. 何てこと! 同じホテルよ」これだから旅は楽しい。

ようやく、少しずつ列が進みだした。ゲートの横にある小さなチケット売り場はたったひとつで(…これでは並んで待たされる理由が判明)、入場料は€20ユーロ(邦貨2,300円程度)は安くはないが、まあ仕方ない。



入場チケット売り場の行列

ようやく入場券を手にした僕はパルテノン神殿を目指してアクロポリスの丘をゆっくりと登り始めた。

アクロポリスに入場して丘を登り始めるとまず見えるのがオデオン円形劇場だ。

この外壁は下からも見えているのだが、ここまで登って来ると全貌が見渡せる。



野外劇場オデオン

紀元161年に建設され、約5,000人が収容できるという円形劇場は半円形に放射状に広がり、圧倒的迫力だ。

今でもここでコンサートや劇が上演されると言うからすごい。

二千年も現役を続けている劇場という訳だ。

円形劇場を上から見下ろす形での見学となるが、このオデオンはタレントの綾瀬はるか嬢の化粧品のCMに登場する。

…たまたま僕がギリシャに旅すると娘に話したら「綾瀬はるかのCMの舞台がアクロポリスのオデオンよ」と教えてくれたので知ったのだ。

まだある、僕の年齢に近い人なら新宿オデオン座の名前を記憶している人も多いのでは！？

学生時代に歌舞伎町の広場に面してオデオン座、ミラノ座と映画館が立ち並んで若人のメッカだった。

その名の由来のオデオンがここだ。

今回の旅で初めて知ったのだがオデオンとはギリシャ語で「劇場」を意味しているそうだ。

納得である。

ゆっくりぶらぶらとアクロポリスの丘を登り続けているが、真っ青な空の下、体感気温35度、そして輝く太陽が容赦なく照りつける。

帽子をかぶっていなければ間違いな

く熱中症になりそうな暑さだ。

手に持っているミネラルウォーターのペットボトルの中身があっという間に半分になってしまった。

「暑いビールが飲みたーい」と吠えながらひたすら昇り続ける。

前面にプロピュライアと呼ばれる門が現れた。



プロピュライアの門

何でもベルリンのブランデンブルク門は、このプロピュライアを模して造られたそうだ。

人間、考えることは同じで、このプロピュライアにつながる階段が格好の休息の場となっていた。

何しろ強烈な暑さなので、ここまで昇って来て、ホッと一息とばかりに、ぐったりと座っているというより、倒れ込んでいるようなオジサン、オバサン達。

でも一方では、キャキャ言いながら

写真を撮り合っている若い世代。

僕はその中間的な立ち位置かなあ。

陽の陰になっている大理石の柱や床に寝そべるとヒンヤリして気持ちがいいので、国籍、性別、年齢に関係なく幸せそうに寝そべっている姿が面白い。

このプロピュライアの門を抜けると目指すパルテノン神殿がある。



真っ青な空とパルテノン神殿

それにしても凄い迫力の門柱だ。

圧倒的な威圧感で迫ってくる。

こんな門を紀元前につくった当時のギリシャ文明に脱帽である。

まだ日本は稲作がようやく始まった弥生時代の頃だと結び付けると、そのすごさがより伝わってくる。

そんな思いで門をくぐると、ドーンとパルテノン神殿が目前に現れた。

やや右手にパルテノン神殿、左手にはエレクトイオン神殿の女神像が

見える。

アクロポリスの丘の頂上はやたら広い。

丘を削って平らになったのか、それとも元々平べったいテーブルマウンテンのような丘だったのか、定かではないけど、想像以上に広いのに驚いた。

そして、足元には大理石の床が一面に広がっている。

過去も現在も大勢の人が訪れるためか、大理石の床はツルツルとして磨いたようだ。歩くと、ともすると足を滑らせる。

現に僕の前を歩くグループのひとりが足を滑らせた。

案内役のガイドが何やら注意を呼び掛けている。

そう、僕もそうだが目の前のパルテノン神殿にどうしても眼がいくので、足元まで注意が向かず、うっかりするとツルっと滑ってコロリとなりがちだ。パルテノン神殿の正面には修復作業のクレーンが置かれている。

これがなければ絵になるのになあ、と思うのは僕だけではないだろう。

それにしても、どこを見ても修復作業をしていそうな人は見えない。

1975年から修復作業を行っているというガイドブックに書かれていたから、足かけ40年以上も工事を行っている訳だ。

バルセロナのサグラダファミリアのそれだ。



クレーンとパルテノン神殿

今日の様子を見る限り、まだまだ修復作業は続くだろうなあ、と確信するせっちな日本人の僕だった。

見上げるパルテノン神殿は期待通りの迫力と荘厳さで僕の目の前に建っている。

手にしたガイドブックを照らし合わせながらゆっくりとパルテノン神殿の周囲を歩いた。

白と肌色が混在となった大理石の柱に彫刻刀で刻まれたかのような溝がより神々しい雰囲気をつくっているように見える。

神殿に沿って、見上げながら、足元を確認しながらゆっくりと歩いていくとパルテノン神殿の後ろ側に出た。

表側には大勢の観光客がいたけど、裏側には人がいない。

これはラッキー、ゆっくりとパルテノン神殿を味わうことにした。

その時だった。

長い茶髪をなびかせた若い女性が僕の前に現れたのである。

あれ？なんだろう？

その女性は突然、踊りを始めたのである。

BGMも無いのに、彼女は伸びやかに、そしてしなやかに踊りを続ける。

太陽の日差しが眩しいせいか、黒いサングラスをつけて彼女は踊る。

長い手足がしなやかに動く。

「ダンスでなく、これはバレード！」

真っ青な空、白いパルテノン神殿に合わせたかのような彼女のコスチュームは白いブラウスに青いラインが一本、パンツも白だ。

パルテノン神殿に白鳥が舞っている、そんな情景だった。



パルテノン神殿で舞う

…何かの撮影かな？

最初はそう思ったけど周りには誰もいない、彼女ひとりである。

でもどうして彼女は僕の前で踊るんだろう？

僕に見てもらうために踊っているのかな？

いや、そんなことはあり得ないな。

そんなことを思いながら、僕はパルテノン神殿を前に踊り続ける彼女に見とれてしまったのである。

踊り終えた彼女に拍手を贈ったら、彼女は僕に向かって「You're the turn to dance next. 次はあなたが踊る番よ」おっと！それは無理だ。勘弁して！

「I'm satisfied with your dance enough. 僕はあなたのダンスで充分だ」

「Please dance! 踊って！」

そこまで言われて引き下がる訳にはいかない。

僕は彼女の前で踊り始めた。

（そのときの写真がこれです。彼女が撮ってくれました）



パルテノン神殿でのたうち回る僕

ほんの少しの僕のダンスもどきののたうち回った僕のダンスだったが彼女

は拍手で応えてくれた。

「Why do you dance here? なぜここで踊るの？」と聞く僕に「Because I wanted to dance at Parthenon. パルテノン神殿で踊りたかったから」

至極、もったもな答だ。

彼女はアテネのダンススクールに通う20歳の若き女性。

今日は仕事もダンススクールもお休みで、衝動的にアクロポリスの丘を登って来て、衝動的に踊り始めたという。

「Because only you were here, it was possible to dance. だって、ここには貴方だけしかいなかったから踊ることができたの」

なるほど、そうだったんだ。

前触れもなく突然のハプニングだったけど、僕は彼女のダンスを見るために、このパルテノン神殿を目指していたんだなあ、と思うことができた。

一瞬のことだったけど、僕はパルテノン神殿で妖精に出会ったのだった。

100話に想う

※今号で僕の執筆し続けた「コーヒブレイク」が100号となりました。連載を始めたのが2000年だったので、16年の年月が経ったことになります。

この間、いろんなことがありました。

NYでの9・11テロ、湾岸戦争、リーマンショック、東日本大震災。

我が家でも娘、息子の結婚。母が88歳で召され、孫も3人となり、じいじと呼ばれることになりました。

読者の皆さまにもいろんなことがあったとことでしょう。

振り返るにつけ、健康に過ごせてきたことが何よりも嬉しいことです。

これからも健康第一に、好奇心いっぱい旅をし、人に出会い、生きている実感を味わい続けたいと思います。

建荷協の皆さま、読者の皆様、そしてこれまで出会ってきた方々に感謝込めて、ありがとうございました！

また新たなスタートを始めます。

寺岡 晟 景

100話に寄せて

◆2000年3月号の126号から連載をはじめて、数えてちょうど100話目。先ずはおめでとうございます。偏に16年といえ、その年に生まれた子がもう高校生◆編集者も私で4代目、その私も担当して4年になりますが、国内はもとより海外は何か所ぐらい訪ねられたのでしょうか？◆その先さきでの出逢い、目にしたり耳にしたことや遭遇したエピソード、そしてそこで呑むこよなく愛するビールが旨そうなこと… 心が癒され、文字どおりのコーヒブレイク◆さて 今度は いずこへ？ これからも益々『ブラテラ』健在でアレ!!

[廣山 浩]

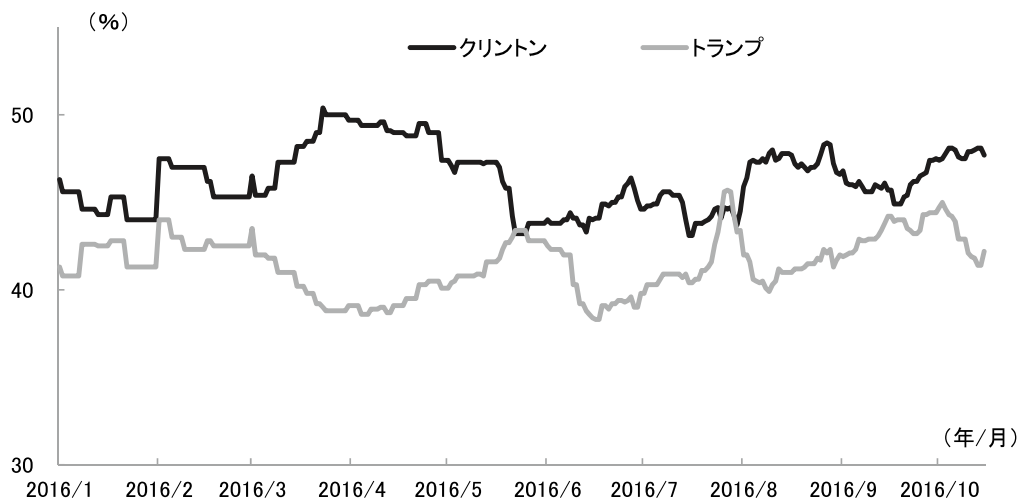
米国出張メモ：大統領選が終わると本当に霧は晴れるのか

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

10月初に、日本に関するセミナーのパネルに参加すべく大統領選直前のワシントンを訪問した。第2回のTV討論の時期に重なったが、論点はトランプ氏のスキャンダル問題に終始しており、正直に言うと大統領選の盛り上がりは感じられなかった。下記の図表1に示されるように、両者の支持率は、足元ではかい離幅が拡大しており、今後トランプ氏の逆転は困難であろう。ただし、クリントン氏の不人気も続いており支持率が大きく盛り上がる状況にない。筆者が8年前、オバマ大統領就任直前のワシントンに滞在した時に実感したのは、「change」に代表される転換意識と米国内の高揚感だった。さらに、16年前にも、大統領選の時期にワシントンを訪れる機会があった。当時はブッシュ、ゴア両氏

の大接戦が話題になったが、政策論争においても見ごたえのあるものがあつた。これらと比較して、今回は論点らしい論点が見当たらない。金融市場では、大統領選が終わると不確実性が低下して、経済活動が改善するという楽観的な見方が多かった。ただし、そもそもトランプ氏がここまで曲がりなりにも持ちこたえたのは、白人男性の不満、中間層の没落のためであるとすれば、こうした不満が持続しているため、長期停滞不安も拭い去ることができない。米国経済への期待はかかるが、霧が晴れるような転換は、今回は生まれにくいのではないか。その先の明確な展望が見当たらないというのが今回の大統領選の特徴のように思えた。

■図表1：どちらに投票するか



(資料) Real Clear Politics 資料より、みずほ総合研究所作成

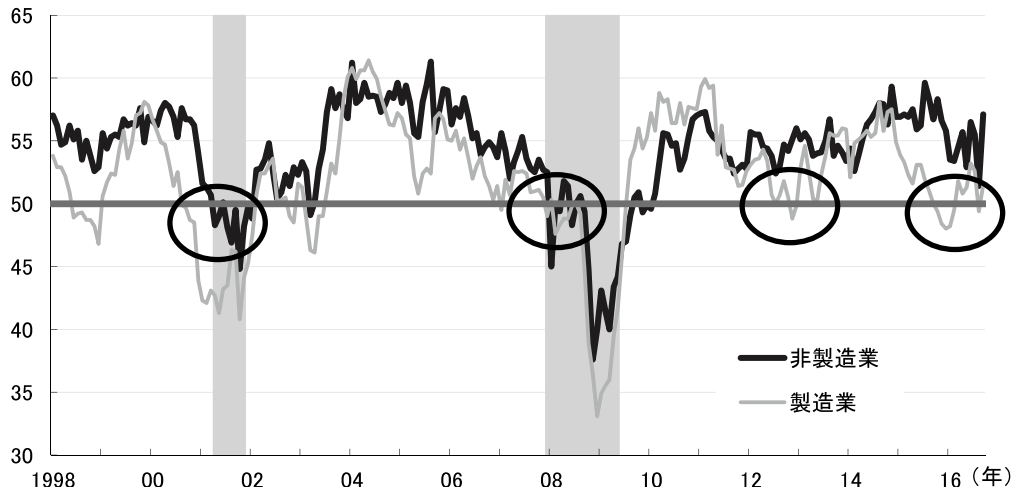
次ページの図表2は製造業・非製造業のISM指数であるが、最近発表された数値から

は大きな改善がみられ、一時の不安は低下したことが分かる。ただし、依然として企業セ

クターに力強さは感じられない。長期停滞とされるような構造変化の影響で下方バイアスの存在することに留意が必要だ。また、非製造業の水準が高いなか、製造業が低水準にあるのは、海外経済の不安定さを反映している

可能性もある。こうした、製造と非製造のかい離は1990年代後半の世界経済の変調期にも生じた。米国の内需には期待が掛かるものの、米国が世界をけん引するほどの力があるかが問われる状況にある。

■図表2：製造業・非製造業ISM指数



(注) 網掛けは、リセッション期。

(資料) Institute for Supply Managementよりみずほ総合研究所作成

2016年に想定外であったことは、米国の改善の期待が未達に終わったことだった。昨年の今頃に考えた2016年を展望した基本シナリオは、新興国は不安定だが、米国を先頭に米国の改善が緩やかながらも世界をけん引するというものだった。そこでの暗黙裡の前提は、米国が利上げし、ドル高を許容し、米国市場を世界に明け渡し世界経済の「踏み台」になることだった。しかし、現実には米国はドル高負担に耐え切れず、金利を据え置き、ドル安に舵を切ったことが先述の想定外につながった。

現在、米国では7～9月期企業決算が発表される時期であり、5四半期ぶりにプラスに転じるかが注目されている。7～9月期はマイナスでも10～12月期はプラスになること

は既定路線であり、年末に向けて楽観論が生じやすい。また、市場のなかでは大統領選が終われば不確実性が後退し、霧が晴れるとの期待もある。ただし、今年も年末にかけて利上げを行い、ドル高になれば、再び米国製造業セクターにはマイナスの影響があり、1年前と同じ動きが繰り返されかねない。イエレン議長は10月14日のコメントで「高圧経済 (high-pressure economy)」を保つことが必要との見方を示し、ハト派的な見方と受け止められた。12月の利上げ観測は再び高まっているが、昨年の経験も踏まえると、実際に利上げを行えば、それがその後さまざまな方面に副作用を与えることになるので、2016年同様2017年も当分利上げが困難になるのではないかと。

高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

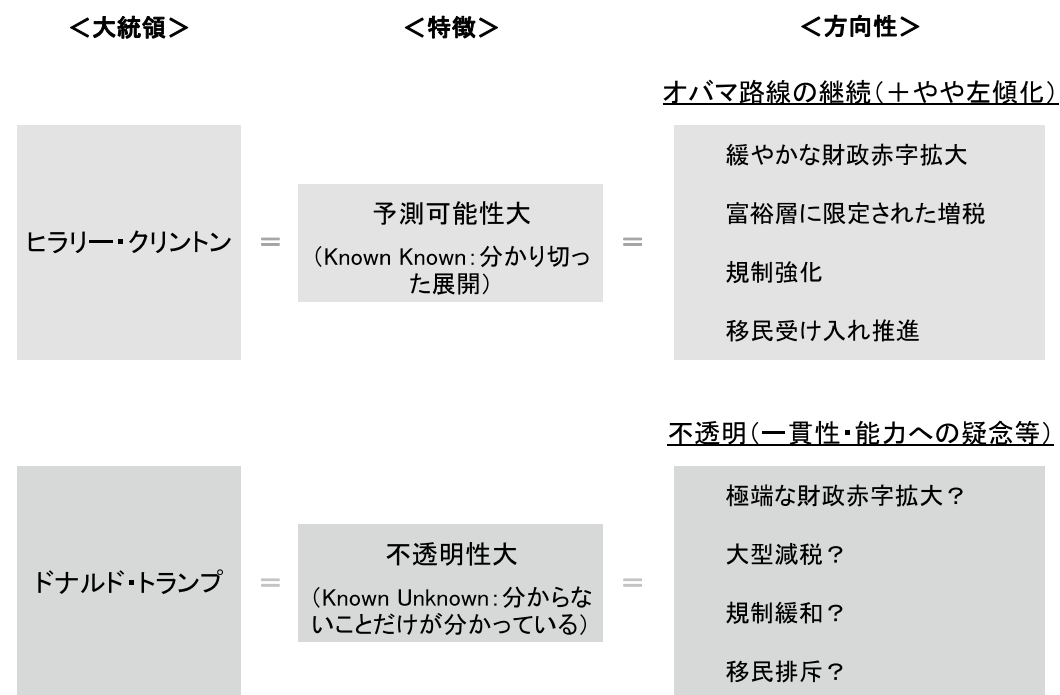
緊急レポート：「米国大統領選挙の展望」

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

米大統領選は第3回のTV討論会も先週終わり、事実上、最終段階に差し掛かってきた。クリントン候補が優勢で終盤戦を迎え、逃げ切り体制に入りつつある。トランプ候補の女性蔑視発言発覚等による共和党支持者の離反が続けば、トランプ支持は底割れの不安もある。さすがにこの段階ではクリントン候補にほぼ決まりといえようが、「嫌われ者」同士の選挙のため、どちらの候補が勝っても、幅広く国民の支持が得られない「熱狂なき新大統領」になるリスクが強い。今や焦点は議会選挙に移り、接戦である上院に加え

て、共和党優位の下院でも多数党交代が意識されかねない展開にある。みずほ総合研究所は、「米国大統領選挙の展望」と題する緊急レポートを発表している。下記の図表1は、緊急レポートで示した各政権の特徴である。大統領政権の勝者による最大の違いは予測可能性の有無にある。クリントン政権の場合、新味はないが、政策の方向性は概ね予測可能である。基本路線はオバマ路線の継続であり、保護主義等で左傾化のリスクはあるも、堅実な政権運営が想定される。

■図表1：各政権の特徴



(資料) みずほ総合研究所作成

下記の図表2は今回の緊急レポートで当社が掲げるメッセージである。クリントン候補勝利の場合、年末に向けた利上げの制約は少なく、短期的には日本にとって円安・株高の

影響が生じうる。ただし、いずれの候補も保護主義的なスタンスが強く、ドル高進行も限定的だろう。

■図表2：緊急レポートの5つのメッセージ

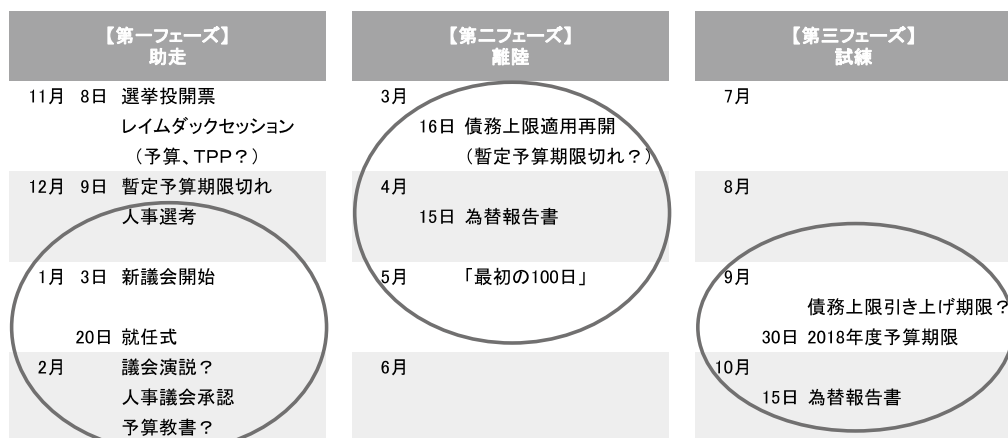
- ・米国の大統領選はクリントン氏優勢で終盤戦。焦点は議会選挙へ。
- ・両候補に共通する保護主義的な政策、トランプ氏の「米国第一主義」など、米国は閉鎖的な政策に進む瀬戸際。TPP実現には時間が必要に。
- ・トランプ氏勝利の場合、不透明感が著しく高まり、利上げの障害に
- ・クリントン氏勝利の場合、安心感から短期的には円安・株高もあり得るが、保護主義的な姿勢から、ドル高進行は限定的。
- ・新政権の政権運営は議会との関係次第。来年秋にも必要となる債務上限の引き上げに手間取れば、市場が混乱するリスクも。

(資料) みずほ総合研究所作成

下記の図表3は新政権が迎えるスケジュールである。選挙が終われば、すぐに来年に向けての政治日程に注目が集まる。新政権にとっては、公約の実現はともかく、円滑な財政運営を行うことが、最低限達成しなくてはならない課題である。最初の試練は、2017年の夏から秋にある。2018年度予算・債務上限の引き上げが問題となるだけに、議会との

対立等で米国債のデフォルト懸念が強まれば、リスク回避の動きが強まり市場が混乱する不安に留意が必要だ。いずれにしても、米大統領選の行方は2020年程度までを展望した世界の大きな潮流を定める分岐点になるため、当社として今後もその行方をフォローする所存である。

■図表3：新政権のスケジュール



(注) 流動的な日程も含む

(資料) CQ資料等よりみずほ総合研究所作成

高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

新型電動式フォークリフト FE25-1／FE30-1について

工藤 健次*

1. はじめに

近年、地球温暖化、大気汚染、悪臭・騒音公害等の環境負荷の低減のため、CO₂や汚染物質を出さないクリーンな機械や設備が求められています。また、産業車両や建設機械では2011年以降、日米欧で順次第4次排出ガス規制が導入されてきています。

一方、排出ガス規制対応による車両イニシャルコストの増大、および燃料価格の高騰や排出ガス後処理装置によるランニングコストの増大が企業経営を圧迫しています。このような背景から、物流業界においても、環境負荷が大きくランニングコストがかさむエンジン式フォークリフトから、クリーンでランニングコストが安い電動式フォークリフトへの転換が進んでいます。

積載荷重2t以下では、電動式フォークリフトが総需要の75%を占めていますが、積載荷重2tを超えるクラスでは以下の課題が克服されていないため、その稼働現場に限られ、電動式フォークリフトは総需要の30%程度に留まっていました。

1. バッテリーは搭載スペースが制限されるためその容量に限界があり、1回の満充電で連続して使える稼働時間が短い（4～6時間）。
2. バッテリーの満充電には時間がかかる（10～12時間）。また、短時間の補充充電ではバッテリー容量を回復できない。
3. バッテリーは充電と補水の管理が必要で、怠ると予期せぬバッテリーの劣化や交換（高額修理）が発生する。
4. 電気／電子コンポーネントで動くので、水や粉塵に弱く、屋外稼働／屋外保管には向かない。
5. エンジン式フォークリフトと比較すると安定性等の性能が劣る。

*コマツ 商品企画本部 商品企画室機種グループ 主任技師（フォークリフト担当）

コマツは、これらの課題を解決するまったく新しい電動式フォークリフト「FEシリーズ（写真1）」（FE25-1・FE30-1：2.5t、3.0t 積み）を発売しました。この「FEシリーズ」は、イージーメンテナンスバッテリーのため補水が不要で、また消費電力を抑え、かつ急速充電を可能にしたことにより従来の電動式フォークリフトの2倍の稼働時間を実現しました。コマツの技術を結集した新型電動式フォークリフト「FEシリーズ」の概要を紹介いたします。



写真1 新型電動式フォークリフトFE25-1

2. 主な特長

① 稼働時間の延長

新開発の高出力定置式急速充電器により、1時間の急速充電でバッテリー容量の最大60%を回復することが可能となりました。昼休みや休憩時間を利用した急速充電により、1日当たりの稼働時間を大幅に延長することが可能なため、繁忙期による作業量の増加や急な残業にも対応可能です。また、バッテリーの残量や温度に応じたインバーター制御による多段定電流充電によりバッテリーの長寿命化を図っています。

また同時に、次の i) ～ iii) の改善により、FE25-1 は従来車に対して消費電力を20%以上低減することができました。

i) PMモーターの採用

走行モーター、荷役モーターに、永久磁石を使用した高効率のPMモーターを採用しました。

「PMモーター」は、モーター回転子に永久磁石を使用しているため、従来の

「IM」の回転子に必要であった誘導電流（2次電流）が不要であり、エネルギーロスを低減できます。

ii) 新方式のモーター制御の採用

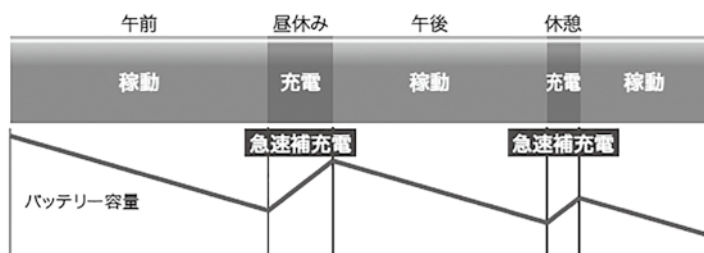
従来車は、モーター回転速度を基準に制御を実施していたため、起動・加速時において必要以上のトルクが発生し、ピーク電力が大きくなっていました。FEシリーズでは、制御基準をモーター回転速度から必要トルクに変更することでピーク電力を抑制し、消費電力を低減しました。

iii) 車両重量の低減

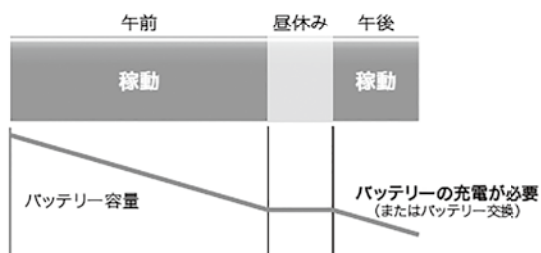
車両の重心バランスを全面的に見直し、バッテリー搭載位置を後方にレイアウトすることで、従来車と比較し約200kgの重量低減を実現し稼働時の消費電力を低減しました。



FE25-1



従来の電動式フォークリフト



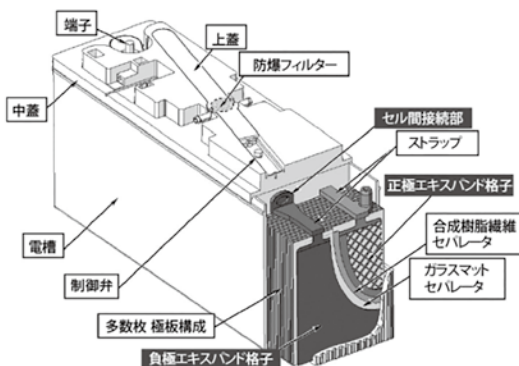
② 補水不要なイージーメンテナンスバッテリー

イージーメンテナンスバッテリーは、一般的にVRLAバッテリー（Valve Regulated Lead Acid Battery：制御弁式鉛蓄電池）と呼ばれる、補水不要のバッテリーです。

従来の液式鉛蓄電池に対して、イージーメンテナンスバッテリーの電解液は正極、負極の吸液性ガラス繊維セパレータに含有している量だけとなっています。

また、充電中に発生した水素ガスを負極板が吸収することで水に循環され、外部への水素ガス発生が少なくなっています。

この2つにより従来の液式鉛蓄電池で必要であった面倒な補水や、充電のたびにバッテリーフードを開放する煩わしい作業が不要になるとともに安全性も確保することができました。



③ 耐水性，耐粉塵性向上

モーター、コントローラーを密閉化し、冷却システムを内部通風式からヒートシンクによる冷却へと変更したことで、電装品に粉塵を含んだ外気を直接取り込まない構造にしました。

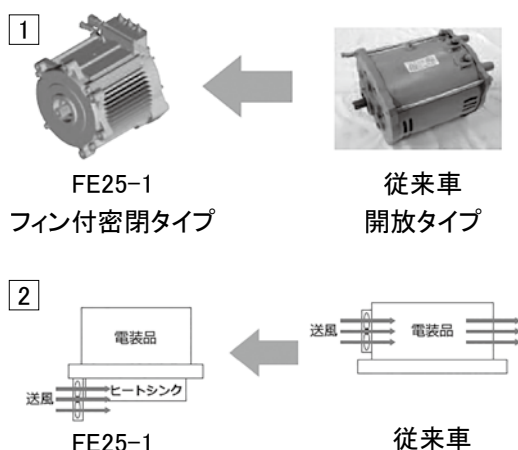
さらに、防水コネクタの採用、防水カバーの設置により、耐水、耐粉塵性を向上したことで、雨天での屋外作業／保管や粉塵の多い現場で作業、ホースを使った洗車が可能となりました。

また、従来の電動式フォークリフトは充電時にバッテリーから発生するガスを換気するために、バッテリーフードを開けた状態で充電をする必要があり、屋外

での充電が不可能でありましたが、前述のとおり、イージーメンテナンスバッテリーは水素ガスが発生しにくい構造であることと、バッテリーコンパートメント内の水素ガスをファンで強制換気することで、充電時のバッテリーフード開放作業を不要とし、屋外での充電を可能としました。



写真2 モーター、コントローラー搭載図



④ 防水、半嵌合検知式の充電プラグ

充電時における充電プラグの差し込み不良による火災を予防するため、FEシリーズでは、半嵌合検知式の充電プラグを採用しました。半嵌合状態で充電をした場合、車両火災の原因となる異常発熱が起きることがあります。これを予防するため、充電プラグに嵌合を検知する信号線を有し、信号線の断線を検知して充電を停止します。また、耐水、耐粉塵性を車体レベルに向上、接点の大容量化をすることで、屋外での充電、急速充電を可能としました。



写真3 FEシリーズの充電



写真4 新型充電プラグ

⑤ 安定性の向上

従来の電動式フォークリフトよりホイールベースを延長、また独自のピッチング制御の採用により走行ピッチングを大幅に低減しました。振動が少ない電動式フォークリフトの特徴をより高め、快適な乗り心地を実現し、優れた走行・旋回安定性を発揮します。更にトレッド幅を広げることで左右の安定性も高め、高揚高作業時の安定性を向上させました。

⑥ 車両の稼働状況を把握するKOMTRAXを標準装備

コマツの建設機械や中型エンジン式フォークリフトで既に実績のある車両遠隔管理システム「KOMTRAX」をFEシリーズでも標準装備しました。

電動式フォークリフトにおけるKOMTRAXは、車両の稼働状況、位置情報、故障履歴把握等の車両管理システムに加え、充電履歴、充電電力量などのバッテリーマネジメント情報を追加しています。

これらの情報により使用電力量からCO₂排出量、ランニングコストがわかるだけでなく、エコ運転や車両配置台数の適正化提案およびバッテリー寿命予測、長寿命化提案への活用が期待できます。

⑦ カラー液晶マルチモニター

大型カラー液晶マルチモニターを新たに搭載しました。車速やバッテリー残量などの車両状況を一目で把握することが可能で、省エネ運転の目安となるエコゲージや平均消費電力量など様々な情報を表示します。

走行・荷役パワーモード設定や車速制限などのセットアップもモニターを使って容易に実施することができ、稼働時間、充電電力量、電力料金や積算CO₂排出量などその他さまざまな情報を得ることができます。

3. おわりに

コマツのテクノロジーにより、電動式フォークリフトの特長である環境性能・快適性・低ランニングコストはそのままに、エンジン式フォークリフトの特長である長時間稼働・手間いらず・耐水性・防塵性を両立することができました。

これらの特長が認められて、従来電動式フォークリフトが使われることのなかった屋外稼働現場でも、FEシリーズは今急速に普及・拡大しています。

機 種 名	超小旋回ミニショベル「PC30UU-6」	コ マ ツ
発売年月	平成28年 5 月	

■概要

コマツは、フルモデルチェンジした超小旋回ミニショベル「PC30UU-6」を発売しました。

当該機は、エンジンと油圧システムを最適に制御するコマツ独自の電子制御システムに加え、新たに E モード、オートデセル、オートアイドルストップ機能、ダイヤル式燃料コントロールを採用することにより、従来機の作業性能を維持しながら燃料消費量を 5%低減^{(*)1}しました。同時に、干渉自動回避、深さ測定、高さ自動停止などの UU シリーズ独自の先進システムを織り込んで作業効率の向上を図っています。また、フロアチルトアップ構造の採用により、機体内部の整備作業が的確かつスピーディーに行えるようになりました。

更に、横転時保護構造 TOPS^{(*)2}対応キャノピ、ロックレバー自動ロック機能、セカンダリエンジン停止スイッチ、およびシートベルト未装着警報などを新たに加え安全

性を高めています。加えて、多くの情報を見やすく表示する 3.5 インチカラー液晶多機能モニターや取得可能なデータが大幅に増えた KOMTRAX の装備により、機械稼働の「見える化」を進めています。

当該機は、国土交通省第 3 次排出ガス基準に適合しています。

- *1. 当社従来機との比較（当社テスト基準による）。
実作業では作業条件により異なる場合があります。
- *2. ISO12117（JIS A 8921）に適合。



PC30UU-6 *一部オプションが含まれています。

■主な仕様：キャノピ仕様

項 目	単 位	PC30UU-6
機械質量	kg	2990
エンジン定格出力 グロス	kW/min ⁻¹ (PS/rpm)	18.1/2200 (24.6/2200)
標準バケット容量 (JIS A 8403-4)	m ³	0.09
標準バケット幅 (サイドカッタ含む)	mm	430 (500)
全長 (輸送時)	mm	4205
全幅	mm	1550
全高 (輸送時)	mm	2450
後端旋回半径	mm	790
作業機最小旋回半径	mm	920

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、毎号数機種を選び掲載しています。

機 種 名	小型ブルドーザ 超々湿地仕様	キャタピラージャパン株式会社
発売年月	平成28年 6 月	

■概要

キャタピラージャパン株式会社は、圃場整備等の軟弱地で優れた作業性能を発揮する Cat D3K2 ブルドーザ超々湿地仕様を発売した。

今回発売する Cat D3K2 ブルドーザ超々湿地仕様(運転質量：9,775kg、定格出力：64.2kW)は、優れた軟弱地性能、オフロード法2014年基準をクリアする優れた環境性能を備え、作業効率を高める充実のオペレーションアシスト機能、各種安全装備等を採用しております。

■主な特長

1. 軟弱地性能

シュール幅：990mm、接地長：2,940mmの足回りを採用し、16kPaの低い接地圧により、軟弱地で高い安定性と優れた作業性能を発揮します。また、幅：3,470mm、高さ：695mmの専用のストレートチルトドーザを採用し、優れた整地性を実現します。

2. 環境性能

(1) 窒素酸化物(NOx)を低減するシステムとしてNOxリダクションシステムおよび尿素SCRシステムを採用しています。NOxリダクションシステムは、排出ガスの一部を、冷却して吸気側に循環することで、燃焼温度を低下させ、NOxの排出を低減します。また、尿素水の化学反応を利用した尿素SCRシステムにより、NOx排出量のさらなる低減を実現し、オフロード法2014年基準に適合する環境性能を備えています。

SCR (Selective Catalytic Reduction 選択触媒還元)

(2) 一定時間アイドリング状態が続くと自動的にエンジンを停止させ、燃費・CO₂排出量を低減するオートアイドリングストップ機能を装備しています。この機能は国土交通省が運営するNETIS(新技術提供システム)登録技術です。

NETIS: New Technology Information System

3. オペレーションアシスト機能(ブレードレス仕様除く)

(1) ブレードの縦断勾配、車両の横断勾配をダッシュ

ボードのモニタ上に表示するスロープ表示機能を標準装備しています。オペレータは感覚のみに頼ることなく勾配施工を行えます。

(2) 車両の縦断方向、横断方向の勾配の変化に対し、ブレードを目標勾配に維持するスロープアシストを標準装備しています。オペレータは任意の目標勾配を設定可能で、より精度の高い勾配をより短時間で施工できます。またブレード操作が減少し疲労軽減効果も見込めます。

(3) エンジン出力を車速と連動させて制御し、過度な駆動力を抑え、シュースリップを軽減させるオートトラクションコントロールを標準装備しています。トラクションコントロールの効果は3段階から選択でき、現場状況やオペレータの好み等に合わせモニタで設定できます。

4. 安全性

(1) ROPS(転倒時運転者保護構造)/FOPS(落下物保護構造)規格に対応するキャブを標準装備し、オペレータの安全を確保します。

(2) シートに着座センサを装備し、オペレータが着座していない場合は、トランスミッション及び作業機をロックします。万一の誤操作による予期せぬ動き出しなどを防止します。

(3) 作業時の視界を広げ安全性を高めるリアビューカメラ&カラー液晶モニタを標準装備しています。



Cat® D3K2 ブルドーザ超々湿地仕様

■主な仕様

		D3K2 超々湿地仕様
運転質量	Kg	9,775
全長(ブルドーザ装置付)	mm	4,650
全長(トラクタ単体)	mm	4,250
全幅(トラクタ単体)	mm	3,070
全高(キャブ上端まで)	mm	2,790
排土板 幅	mm	3,470
排土板 高さ	mm	695
シュール幅	mm	990
接地長	mm	2,940
接地圧	kPa	16
エンジン名称	Cat C4.4ACERT ディーゼルエンジン	
総行程容量	L	4.4
定格出力/回転数	kW/min ⁻¹ (rpm)	64.2/2,200

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

機 種 名	新型油圧ショベル「SH250-7」他2機種	住友建機株式会社
発売年月	平成28年11月	

■概要

住友建機株式会社は、特定特殊自動車排出ガス規制（以下オフロード法）2014年基準に適合した、新型油圧ショベルを発売します。

今回発売するのは、25トン、33トン、47トンの3機種で、尿素SCRシステムを採用することによりNox（窒素酸化物）とPM（粒子状物質）の排出量を大幅に低減し、オフロード法2014年基準をクリアしました。新型低燃費クリーンエンジン「SPACE5a」（スペースファイブアルファ）に加えて、住友独自の油圧システムである「SIH:Sa」（シーズアルファ）の採用により、スピード作業と低燃費を高次元で両立させることを可能にしました。また作業に応じた最適油圧制御を行う住友独自のSSC（スプールストロークコントロール）もさらに進化させ、燃費については今回販売の代表的機種であるSH250-7で当社現行機比20%の低減^(*)を達成、作業スピードもサイクルタイムを6〜7%短縮^(*)し、作業効率も飛躍的に向上しました。

*1 同作業量での燃費比較（SH250-7 Hモードvs SH250-6 SPモード比）

実際の作業内容によっては異なる場合があります。

*2 作業モードにより異なります。

■主な特長

1. 省エネ・環境性能

新世代低燃費クリーンエンジン「SPACE5a」と、油圧システム「SIH:Sa」の融合により、現行機比17%〜20%^(*)の燃費低減を達成しています。

- SH250-7 20%低減
- SH330/350-7 17%低減
- SH470-7 18%低減

*3 いずれも同作業量での燃費比較、実際の作業内容によっては異なる場合があります。

• 2020年燃費基準達成率113% ☆☆☆三ツ星レベルを達成（申請中）
SH250-7では、JCMASで定める2020年燃費基準を、13%上回る優れた燃費性能を達成し、燃費基準達成率100%以上に与えられる、トップランクの☆☆☆認定を取得（申請中）。

• オフロード法2014年基準適合

燃焼効率を飛躍的に高め、大幅な低燃費を追求した新型低燃費クリーンエンジン「SPACE5a」と尿素SCRシステムの採用により、排出ガスの大幅低減を果たし、オフロード法2014年基準をクリア。

• 革新油圧システム「SIH:Sa」

現行機にも搭載された燃費低減を迫及した油圧システム「SIH:S+」をさらに進化させた革新油圧システム「SIH:Sa」を搭載。フル電子制御油圧ポンプが、作業に合わせたきめ細かい流量制御を実現。スピード、操作性の向上とともに燃費低減に貢献します。

2. 作業性能

掘削や敷き均しなどの作業を自動で判別し、各作業に最適な油圧制御を実現させた住友独自のSSC^aや圧力損失を低減する新規大容量コントロールバルブの採用（SH-250-7 / SH330-7）等により、スピード、パワー、柔軟性が思いのままに得られ、作業効率が飛躍的に向上。サイクルタイムのスピードでは3〜10%^(*)短縮しています。

- SH250-7 6〜7%短縮
- SH330/350-7 3〜5%短縮
- SH470-7 9〜10%短縮

*4 作業モードにより異なります。

• スプールストロークコントロール（SSC）α

現行機で搭載したSSCがさらに進化。掘削や敷き均しなどの作業を自動で判別し、各作業状態に応じた最適な油圧制御を実現。

• 新規大容量コントロールバルブの採用（SH-250-7 / SH330-7）

バルブ構造の改良で、内部通路の圧力損失を大幅に低減。単独操作はもとより、複合操作時の作業速度も大幅に向上しました。

• ダンプ積み作業性向上

旋回時のブーム持ち上げ性向上に加えて、積み込み動作時にも独自の新技術を採用し、積み下ろし（排土）速度を大幅に短縮。ダンプ積み込み作業が、スムーズかつスピーディになりました。

3. 安全・快適性能

270度ものワイドな後方視界をカバーし、安全確認を容易にするNETIS「V登録」の安全システムであるフィールドビューモニター（FVM）を標準装備。スマートフォン並みの高画質で防眩機能を高めた新型モニターの採用により、視認性が格段に向上。優れた運転視界を誇るキャブ室内は超低騒音レベル基準適合（申請中）の優れた静粛性に加え、高機能リクライニングシートを新採用し、さらなる快適性を追及しました。

• フィールドビューモニター（FVM：NETIS V登録技術）標準装備

住友独自の安全システムで、270度もの後方視界をワイドかつ見やすい上空視点でモニター表示。安全確認を容易にし、作業の安全をサポートします。

• 新型モニターの採用

高画質で防眩機能を高めた新型モニターを採用。モニター視認性を向上させました。

• 新型オペレータシートの採用

ハイバックタイプの高機能リクライニングシートを新採用し、オペレータ

の疲労を低減。

• コンソール連動アームレスト標準装備

アームレストはチルト式コンソールの動きに連動。コンソールの角度に関係なく、常にアームレストと操作レバーの距離が一定に保てるため、より快適な操作が可能です。

4. 耐久・メンテナンス性能

独自のEMS（イージーメンテナンスシステム）や各部の耐久性向上により、すぐれた信頼性を確保。またグラウンドアクセスボディの採用など、日常のメンテナンスにもきめ細かく配慮して、お客様の快適稼働を追及しています。

• EMS（イージーメンテナンスシステム）による耐久性・メンテナンス性の向上

専用ブッシュにより、連結部の潤滑状態をキープしガタつきを抑え、ブッシュとピンなどのパーツの長寿命化にも貢献。またバケット周りなど連結部各部の給脂インターバルも延長。メンテナンスの手間も大幅に低減しています。

• ブーム&アームの耐久性強化

負荷のかかる部分の形状・構造を最適化し、強度と耐久性を向上させました。

• DPD不要でイージーメンテナンスを追求

現行機にあったDPD（PM除去用フィルタ）がなくなり、排気系のメンテナンスが不要となりました。

• 点検整備容易なグラウンドアクセスボディの採用

点検機器類を集中配置したことにより、ショベル上部に登ることなく各種点検、清掃などの作業が行えます。



SH250

■主な仕様

	SH250-7	SH330-7 (SH330LC-7)	SH470HD-7
基本	バケット容量（新JIS）	1.1m ³	1.8m ³
	運転質量	25200kg	47800kg
	エンジン名称	いすゞ AQ-4HK1X	いすゞ AQ-6HK1X
	定格出力	132.1kW/2000min ⁻¹	200kW/1900min ⁻¹
	排気量	5.193L (5193cc)	7.790L (7790cc)
寸法	輸送時全長	9880mm（標準）	11170mm（標準）
	輸送時全高	3190mm	3200mm
	輸送時全幅	3200mm（標準）	3330mm（標準）
	クローラ全長	4650mm	4650mm (4980mm)
	クローラ全幅	3190mm	3200mm
性能	標準シュー幅	600mm	600mm
	走行速度：高速/低速	5.5/3.5km/h	5.6/3.3km/h
	登坂能力	70% (35°)	70% (35°)
	旋回速度	10.6min ⁻¹	9.7min ⁻¹
	バケット掘削力：通常/昇圧時	162kN/176kN	229kN/248kN
油圧機器	アーム掘削力：通常/昇圧時	120kN/130kN	164kN/178kN
	ポンプ形式	2連可変容量形ピストンポンプ+ギヤポンプ	
	最大圧力：通常/昇圧時	34.3MPa/37.3MPa	
	走行モータ形式	可変容量形ピストンモータ	
	駐車ブレーキ形式	機械式ロック	
容量	旋回モータ形式	定容量形ピストンモータ	
	燃料タンク	410L	580L
	作動油	250L	350L
	尿素タンク	120L	152L
	燃料消費量	SPモード時 12.1kg/標準動作 (1.1m ³ クラス)	19.4kg/標準動作 (1.4m ³ クラス): SH330-7
評価値	燃費基準達成レベル	達成率100%以上☆☆☆（申請中）	

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

機 種 名	中型油圧ショベル「ZAXIS-6」シリーズ3機種	日立建機株式会社
発売年月	平成28年 9 月	

■概要

日立建機株式会社は、新型油圧ショベルZAXIS-6シリーズのZX240-6（標準バケット容量1.0m³、運転質量24.5t）、ZX300-6（標準バケット容量1.25m³、運転質量28.7t）、ZX330-6（標準バケット容量1.4m³、運転質量32.6t）を発売しました。

ZX240-6、ZX330-6は、従来機（ZX240-5B、ZX330-5B）の「スムーズな複合動作」、「作業量と燃費のバランスの良さ」などの優れた機能を踏襲しながら、最新の省エネ油圧システム「TRIAS（トライアス）IIシステム」および新型エンジンの採用により、低燃費と高い作業性能を実現しました。また、ZX300-6は、従来機（ZX280-5B）に対して出力を向上させた新型エンジンを採用し、大作業量を実現しました。

■主な特長

1. 環境性能のさらなる向上

- 日本のオフロード法2014年排出ガス規制、欧州（Stage IV）、北米（Tier4 Final）に適合。
- PM（粒子状物質）とNOx（窒素酸化物）排出量を大幅に低減するため、大型の後処理装置と尿素SCRシステムを採用。

2. 作業能力の維持と燃費低減を両立

- さらなる低燃費を実現するために、レバー操作量およびフロントに掛かる負荷に応じて、効率的にポンプ流量を制御する新型省エネ油圧システム「TRIAS IIシステム」を採用。ZX240-6、ZX330-6は、作業量は従来機（ZX240-5B、ZX330-5B）と同等のまま、燃費を7～10%低減。
- 従来機（ZX280-5B）のエンジン出力を向上させるとともに、「TRIAS IIシステム」を採用したZX300-6を新たに設定。ZX300-6は、従来機に比べ、作業量が14%向上。

3. 長期間、変わらぬ性能を維持

- エンジン不調の原因となる燃料内の気泡の発生を抑えるため、メインフィルタ回路の変更と、燃料回路にエア抜き回路を追加。

- エンジンの信頼性向上のため、耐久性を向上させた燃料噴射装置およびピストンを採用。
- トラックリンクのねじれを防ぎ安定した走行を実現するため、ZX300-6、ZX330-6ではトラックガードを大型化し、ZX240-6、ZX300-6はトラックガードの数を追加。
- 油漏れリスクの低減のため、油圧機器に熱への耐性が高いO-リングを採用。

4. 高いメンテナンス性と安全性の向上

- 上部旋回体の上部に手すりを標準装備し、メンテナンス作業時の安全性を向上。
- エンジンおよびマフラカバーの開閉方向を変更し、メンテナンス時の安全性および作業性を向上。

5. ConSite

- ZAXIS-5シリーズよりお客さまに好評のサポートプログラムである「ConSite（コンサイト）」を用意。パワートレインを含む無償延長保証、無償メンテナンスが付帯。
- ご希望のお客さまには、データレポート、有償延長保証、VALUE PACK Fiveの各種有償サービスを用意しており、お客さまのニーズに合わせた幅広い提案が可能。



ZX300-6

■主な仕様

項目	ZX240-6	ZX300-6	ZX330-6
標準バケット容量 (m ³)	1.0	1.25	1.4
運転質量 (t)	24.5	28.7	32.6
エンジン定格出力 (kW/min ⁻¹)	132/2,000	186/1,900	202/1,900
最大掘削半径 (mm)	10,290	10,710	11,100
最大掘削深さ (mm)	6,960	7,220	7,380
最大掘削高さ (mm)	10,160	10,270	10,360
最大ダンプ高さ (mm)	7,200	7,330	7,240
最大掘削力(昇圧時) (kN)	188	202	246
旋回速度 (min ⁻¹)	11.0	10.3	9.7
走行速度(低/高) (km/h)	3.4/5.5	3.1/5.2	3.2/5.0
全長 (mm)	10,360	10,620	11,200
全幅 (mm)	2,990	3,190	3,190
全高 (mm)	3,090	3,200	3,270
後端旋回半径 (mm)	3,140	3,250	3,600
最低地上高さ (mm)	460	510	500

注) 単位は国際単位系 (SI) による表示。

※ 送付先: 〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F (公社) 建設荷役車両安全技術協会広報部

建 荷 協 の 動 き

(平成28年 8 月 1 日～平成28年 9 月30日)

事業別委員会

平成28年度第 2 回特自検委員会

月 日：平成28年 9 月14日 (水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 特自検委員会委員長選出
2. 平成27年度巡回指導実施状況報告
3. 窓口資料開発状況
4. 「巡回指導活性化意見交換会」実施報告
5. 新任巡回指導員研修実施報告及び講師について
6. その他

平成28年度第 2 回整備・検査技術委員会

月 日：平成28年 9 月 7 日 (水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 今年度の分科会活動の途中経過について
2. 改訂図書一覧
3. 機関誌の技術解説について
4. 考案賞について
5. 現地調査について
6. 記録表改訂について
7. クレーン機能 定期自主検査記録表について
8. 「特定自主検査強調月間」について
9. その他

平成28年度第 3 回 9 月度広報委員会

月 日：平成28年 9 月16日 (金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 前回議事録の確認
(2016.7.25：平成28年度第2回7月度)

2. 機関誌主要計画の検討

(226号11月号～228号3月号)

3. 製品紹介 (226号掲載分、他在庫)

4. イラスト災害事例の検討

(226号掲載用初回案)

5. 平成28年度特自検強調月間用リーフレットについて

6. 平成28年度特自検強調月間広告について

7. 平成29年版年間ポスター制作について

8. 平成29年版年間リーフレット制作について

9. 平成28年度工場取材見学会について

10. 平成28年 (Vol.38) 機関誌モニターアンケートについて

11. 平成28年広報委員会開催スケジュール

12. 広報委員会名簿 (平成28年度版)

13. その他

会員入会状況

平成28年 8 月 1 日から平成28年 9 月30日までの
会員の入会状況は次のとおりである。

種 別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		平成28年 7 月 末 会員数	平成28年8月1日～ 平成28年9月30日間異動	平成28年 9 月 末 会員数	
正 会 員	製造業	27			28
	建設業	287			287
	荷役業	79			79
	製造工業等	49			49
	リース・レンタル	643	1	1	643
	検査・整備業	3,020	6	2	3,024
	その他業種	181	1		182
賛 助 会 員		17		1	16
総 数		4,304	8	4	4,308

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
61190	丸中産業(株)	963-0551	福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-247	024-954-4355
76160	広島リフト(株)	728-0016	広島県三次市四拾貫町719-6	0824-63-6672
76161	(株)浜中土木	039-5201	青森県むつ市川内町家ノ上8番地	0175-42-3269
76162	新生車輛(株)	506-0043	岐阜県高山市中切町978	0577-34-3246
76163	エムアイ建機	856-0043	長崎県大村市小川内町1022-1	0957-52-2428
76164	大和機工(株)静岡営業所	421-0113	静岡県静岡市駿河区下川原1-2-15	054-256-9511
76165	MT メンテナンス(株)	774-0016	徳島県阿南市中林町堤ノ内22-10	0884-24-8286
80345	北星産業(株)	950-1457	新潟県新潟市南区清水4501-5	025-375-5662

平成28年度 支部別検査者の研修・教育の予定表

平成28年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査者資格取得研修 （別表1）

厚生労働省の通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育 （別表2）

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育（別表3）

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領

について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

・安全教育

定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

平成28年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H28.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	7/27～29 EF	10/3～5 EF		7/20～22 EF		
	青森	8/26～27 EF			9/9～10 EF		
	岩手						
	宮城						
	秋田	5/13～14 EF					
	山形						
	福島	6/16～17 EF			7/22～23 EF		
関東地区	茨城	4/7～8 EF			5/11～12 EF		
	栃木	4/9～10 EF			4/14～15 EF		
	群馬	7/9～10 EF					
	埼玉	8/24～26 EF	1/18～20 EF		2/21～23 EF		
	千葉	4/7～9 EF	9/8～10 EF		7/5～7 EF		
	東京	7/21～23 EF	10/20～22 EF				
	神奈川	7/7～9 EF	12/1～3 EF		9/14～16 EF		
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/15～17 EF					
	岐阜						
	静岡	6/11～12 EF			5/13～15 EF		
	愛知	3/4～5 EF					
近畿地区	三重	6/10～12 EF	6/17～19 EF		6/3～5 EF		
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/13～18 EF					
	兵庫						
	奈良						
中国地区	和歌山						
	鳥取	9/13～15 F					
	島根						
	岡山	9/9～10 EF			6/16～17 EF		
	広島	9/9～10 EF			10/13～14 EF		
四国地区	山口	4/15～16 EF			6/24～25 EF		
	徳島						
	香川						
	愛媛				5/27～28 EF	2/10～11 EF	
	高知						
九州・沖縄地区	福岡	10/13～15 EFG			7/14～15 EF		
	佐賀	10/4～5 EF			6/2～3 EF		
	長崎						
	熊本				10/22～23 EF		
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
沖縄地区	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成28年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

(H28.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森				8/5～6 EF	
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		2/9～10 EF		9/7～8 EF	
	栃木			7/22～23 EF		
	群馬				9/14～15 EF	
	埼玉		6/21～23 EF		2/1～3 EF	
	千葉	8/23～25 EF			7/26～28 EF	
	東京				6/23～25 EF	9/15～17 EF
	神奈川				3/2～4 EF	
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				9/24～25 EF	
	愛知					
近畿地区	三重		10/21～23 EF		2/3～5 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
中国地区	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
四国地区	徳島					
	香川					
	愛媛					
	高知					
九州・沖縄地区	福岡	8/19～21 EF			11/11～13 EF	
	佐賀		7/5～6 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
沖縄	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成28年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H28.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械		
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	5/25～27	BC	7/13～15	BC	9/12～16	A	6/15～17 BC 8/1～5 A
	青森	6/22～26	ABCD					7/7～9 BC
	岩手	4/20～22	BC	7/6～8	BC			7/25～29 ABC
	宮城	6/15～19	ABC					5/18～22 ABC
	秋田	7/7～9	BC					7/20～24 ABC
	山形	5/18～20	BC					
	福島	10/12～14	BC					8/25～27 BC
関東地区	茨城	6/13～17	ABC					7/4～8 ABC 12/6～8 BC
	栃木	7/6～10	ABC					9/5～9 ABC
	群馬	7/8～10	BC					9/9～11 BC
	埼玉	7/25～29	ABCD	3/13～17	ABCD			12/5～9 ABC
	千葉	6/16～18	BC	12/8～10	BC			3/7～9 BC
	東京	6/16～18	BC					
	神奈川	6/9～11	BC	11/17～19	BC			8/24～26 BC
中部地区	新潟	6/8～12	ABC	7/7～9	BC			7/20～24 ABC
	富山	7/27～29	BC					
	石川							
	福井	6/9～11	BC					5/24～28 BC
	山梨							
	長野	7/5～7	BCD					9/6～8 BC
	岐阜	9/27～29	BC					6/20～24 ABC
	静岡	7/6～10	AB	9/9～11	BC			5/13～15 BC
	愛知	6/23～25	BCD	9/8～11	BC			11/8～10 BC
近畿地区	三重	5/28～29	D	8/19～21	C	8/26～28	BC	7/22～24 BC
	滋賀	2/13～17	ABCD					
	京都	9/8～10	BC					
	大阪	6/13～26	ABCD	10/17～23	BC			
	兵庫	7/1～9	BCD					9/8～10 BC
	奈良	9/9～11	BC					
	和歌山	6/23～25	BC					
中国地区	鳥取	9/13～15	BC					
	島根	7/6～8	BC					11/8～10 BC
	岡山	7/14～16	BC	2/27～3/3	ABC			4/18～20 BC 10/3～7 ABC
	広島	11/9～13	ABC					10/17～21 ABC
	山口	9/8～10	BC					10/20～22 BC
四国地区	徳島							
	香川							
	愛媛	6/16～18	BC					
	高知							
九州・沖縄地区	福岡	6/22～26	ABCD	1/18～22	ABCD			
	佐賀	2/1～3	BC					
	長崎	6/16～18	BC					
	熊本	7/1～10	ABC					2/3～12 ABC
	大分	5/13～22	ABC					8/24～28 ABC
	宮崎	6/22～26	ABC					9/7～11 ABC
	鹿児島	7/6～10	ABC					10/12～16 ABC
	沖縄	7/13～17	ABC					6/15～19 ABC

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成28年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H28.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車			
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
北海道・東北地区	北海道	8/24～26 BC	10/12～14 BC		6/22～24 BC		9/26～28 BC	
	青森				7/28～30 BC			
	岩手		11/9～11 BC		8/24～26 BC			
	宮城				7/14～18 ABC			
	秋田		9/5～7 BC		6/21～25 ABC			
	山形				7/6～8 BC			
	福島				9/6～10 ABC			
関東地区	茨城		2/1～3 BC		10/11～13 BC			
	栃木			10/23～27 ABC				
	群馬				6/21～23 BC			
	埼玉	10/24～28 ABC	6/20～24 ABC		2/13～17 ABC			
	千葉	2/14～16 BC			9/27～29 BC			
	東京				11/10～12 BC			
	神奈川				1/19～21 BC			
中部地区	新潟				6/23～25 BC			
	富山				9/26～28 BC			
	石川							
	福井				9/6～24 BC			
	山梨							
	長野				6/21～23 BC			
	岐阜				8/8～10 BC			
	静岡				10/14～16 BC			
	愛知				6/17～19 BC	11/25～27 BC		
近畿地区	三重		8/5～7 BC		9/9～11 BC			
	滋賀							
	京都				7/7～9 BC	10/13～15 BC		
	大阪	12/12～16 ABC			9/5～9 ABC			
	兵庫			11/7～11 ABC	2/7～9 BC			
	奈良							
中国地区	和歌山							
	鳥取							
	島根							
	岡山	12/6～8 BC	9/12～14 BC		5/30～6/1 BC	3/13～17 ABC		
四国地区	広島				9/27～10/1 ABC			
	山口				7/7～9 BC			
	徳島							
	香川							
九州・沖縄地区	愛媛				10/13～15 BC			
	高知							
	福岡				9/21～25 ABC			
	佐賀							
	長崎							
	熊本							
	大分		9/23～25 BC		10/28～30 BC			
	宮崎				10/14～16 BC			
	鹿児島				5/25～29 ABC			
	沖縄			2/1～5 ABC	10/12～16 ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成28年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(H28.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械									高所作業車	
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械				基礎工事 用機械	締固め用 機械	コンクリート 打設用機械				
北海道・東北地区	北海道	7 / 12				6 / 9										
	青 森	7 / 20				7 / 12										
	岩 手	9 / 27				9 / 9										
	宮 城	10 / 15				6 / 11									8 / 6	
	秋 田	8 / 23				8 / 24										
	山 形	9 / 6				9 / 6										
	福 島	7 / 6	9 / 29			6 / 8	9 / 28								6 / 23	
関東地区	茨 城	4 / 26	12 / 13			5 / 17	2 / 15					7 / 25			10 / 14	
	栃 木	6 / 3	8 / 26			6 / 23							6 / 12			
	群 馬	7 / 7				10 / 11									11 / 28	
	埼 玉	6 / 15	11 / 9			9 / 7	3 / 8				2 / 24				5 / 18	
	千 葉	11 / 3				11 / 21										
	東 京	9 / 7				11 / 14									6 / 8	
	神奈川	2 / 3				7 / 21					11 / 22					
中部地区	新 潟	8 / 24				9 / 7	9 / 27								9 / 14	
	富 山					6 / 22									2 / 14	
	石 川	9 / 27														
	福 井	6 / 14				5 / 18									8 / 30	
	山 梨	8 / 3				2 中旬									6 / 29	
	長 野	10 / 5				7 / 14									10 / 19	
	岐 阜	2 / 3				7 / 21										
	静 岡	2 / 4				8 / 6									3 / 4	
	愛 知	7 / 21	7 / 28			7 / 14									7 / 8	
三 重	9 / 21				5 / 20	6 / 23								2 / 22		
近畿地区	滋 賀					7 / 13										
	京 都	8 / 4													2 / 23	
	大 阪	1 / 18													11 / 9	
	兵 庫	8 / 23				8 / 24						6 / 2			1 / 24	
	奈 良															
	和歌山															
中国地区	鳥 取															
	島 根	1 / 24														
	岡 山	10 / 12	10 / 28			9 / 26	11 / 21	11 / 30								
	広 島	7 / 7	7 / 21	7 / 28		6 / 9	6 / 16	6 / 23							7 / 5	7 / 19
	山 口														11 / 19	
四国地区	徳 島	11 / 16														
	香 川					9 / 24										
	愛 媛	7 / 9				8 / 27										
	高 知					8 / 24	9 / 14									
九州・沖縄地区	福 岡														2 / 10	
	佐 賀	11 / 25				11 / 25										
	長 崎	2 / 17				10 / 18										
	熊 本	9 / 24				1 / 28										
	大 分	11 / 19				10 / 15										
	宮 崎	7 / 2				8 / 6					7 / 9					
	鹿児島					12 / 3										
	沖 縄	1 / 21				12 / 17									9 / 24	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

平成28年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(H28.10.01現在)

地区	支部	実務研修										安全教育			
		記録表作成コース						月次定期自主検査 (フォークリフト)		業務点検 コース		建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等	
		座学			実技			座学	実技						
北海道・東北地区	北海道	7/5	9/6									10/18	10/25	6/28	
	青森	6/1	10/29									8/2	10/1	6/11	
	岩手	6/10	6/24	10/28						7/22		6/17			
	宮城	4/16										5/14			
	秋田	6/7	6/8									7/27			
	山形	6/14						8/9				7/21			
	福島	8/5										11/4			
関東地区	茨城				8/23	11/29	1/12			3/14	10/27	1/26	5/24		1/10
					2/8					3/15					
	栃木	11/25						2/18			2/9		7/1		10/16
	群馬	6/3									10/13		11/10		
	埼玉	11/16						12/14			7/6		4/13		
	千葉	1/25											8/8	12/5	
	東京										7/13		7/4		
中部地区	神奈川	1/13									9/9	10/12	10/14		
	新潟	10/4									10/26		8/4		
	富山													9/14	
	石川	9/30													
	福井											2中旬			
	山梨							9/29					11/15		
	長野	7/20									9/27		6/29		
	岐阜				7/4	11/11					10/27		7/7		9/15
	静岡	9/3	10/22	12/3							11/19		6/11	7/2	2/11
近畿地区	愛知	8/2			8/4						11/29		9/21		9/14
	三重	5/27	9/27	2/24				6/25	11/26		1/19		7/16		
	滋賀														
	京都												3/16		
	大阪							11/16							
	兵庫	1/18	1/19					2/21			6/22		6/21		2/22
中国地区	奈良												12中旬		
	和歌山	11/26											2/25		
	鳥取	11/18													
	島根	2/23											6/23		
	岡山				6/22								6/30		
四国地区	広島				7/12	2/2								6/3	
	山口												11/5		
	徳島												6/2		
	香川	6/25													
	愛媛	5/21			11/26					4/25			4/16		
九州・沖縄地区	高知	9/29											6/3		
	福岡				9/2								11/25		
	佐賀	8/5											6/16		
	長崎	6/22	7/8	7/20				8/30	10/27						
	熊本	5/28	12/17							8/6			11/26		
	大分	7/16						6/25					6/11		7/23
	宮崎	5/21	6/4	2/4									4/28		7/22
	鹿児島	8/20						6/18			9/10		8/6	10/1	
沖縄地区	沖縄	9/3						8/23	12/10				8/13		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

平成28年度 運転技能講習予定表

(H28.10.01現在)

●フォークリフト												
秋 田	4/27～		6/3～			9/16～	10/11～					
			6/14～				10/17～					
茨 城	4/15～	5/16～	6/6～	7/11～	8/17～	9/9～	10/14～	11/4～	12/14～	1/11～	2/10～	3/15～
			6/17～									
群 馬					8/22～						2/6～	
石 川			6/2～	7/21～								
山 梨		5/21～		7/9～		9/10～		11/5～				
京 都			6/6～					11/11～				
大 阪	4/10～	5/18～	6/8～	7/6～		9/14～	10/5～	11/13～		1/11～		3/1～
兵 庫	4/6～											
長 崎	4/7～	5/12～	6/2～	7/28～	8/18～	9/1～	10/13～	11/10～	12/1～	1/12～	2/2～	3/2～
	4/14～	5/19～	6/9～			9/29～	10/20～	11/17～	12/8～		2/9～	3/16～
			6/30～									
熊 本	4/2～		6/4～	7/22～	8/11～	9/3～	10/8～	11/5～		1/7～		3/4～
宮 崎	4/20～	5/25～		7/27～	8/24～		10/26～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵 庫							10/12～					
鳥 取			6/23～				10/20～					
鳥 根		5/26～				9/21～						
長 崎	4/22～		6/24～					11/25～	12/16～			

●車両系建設機械（解体用）												
鳥 取		5/20～										

●不整地運搬車												
鳥 取				7/21～								
鳥 根				7/22～								

●高所作業車												
青 森	4/15～	5/13～	6/3～	7/1～	8/20～	9/2～	10/22～	11/4～	12/10～		2/25～	3/17～
	4/23～	5/28～	6/18～	7/23～		9/24～		11/12～				3/25～
群 馬		5/14～						11/26～				
福 井	4/19～					9/26～						
滋 賀	4/21～		6/15～	7/26～	8/24～	9/27～		11/24～				
奈 良		5/19～		7/21～		9/3～		11/8～		1月		3月
鳥 取	4/21～				8/25～			11/10～				
沖 縄	4/15～		6/24～		8/19～		10/21～		12/2～		2/17～	

●小型移動式クレーン												
兵 庫				7/19～								
鳥 根			6/9～			9/8～						

●玉掛け												
鳥 根					8/9～							

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔平成28年度〕
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

研 修 の 種 類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	49,032	54,108	44,712	49,788	43,632	48,708
2 整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械	61,128	73,116	56,808	68,796	—	
3 基礎工事用機械	57,672	66,528	53,352	62,208		
4 締固め用機械	51,084	57,456	46,764	53,136		
5 コンクリート打設用機械	64,368	71,604	58,968	66,204		
6 高所作業車	51,624	58,104	47,304	53,784		

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
77,112	82,188	55,512	60,588	53,352	58,428	52,272	57,348
93,528	105,516	70,848	82,836	66,528	78,516	—	
90,072	98,928	66,312	75,168	61,992	70,848		
79,164	85,536	57,564	63,936	55,404	61,776		
112,968	120,204	80,568	87,804	78,408	85,644		
85,104	91,584	62,424	68,904	60,264	66,744		

2 能力向上教育

教 育 の 種 類	会 員	一 般
1 フォークリフト	12,096	13,824
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	12,528	14,688
3 基礎工事用機械	10,368	11,340
4 締固め用機械	10,044	10,692
5 コンクリート打設用機械	10,044	10,692
6 高所作業車	10,368	11,340

3 実務研修

研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
		会員	一般	会員	一般
記録表作成コース	フォークリフト	13,176	15,768	18,576	21,168
	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	基礎工事用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	締固め用機械	14,580	18,036	19,980	23,436
	コンクリートポンプ車	14,580	18,036	19,980	23,436
高所作業車		13,392	16,092	18,792	21,492
月次定期自主検査(フォークリフト)		7,722	8,964	13,122	14,364
検査業者業務点検コース		会 員		一 般	
		9,180		10,044	

4 安全教育

教 育 の 種 類	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7,236	7,776
ショベルローダー等	10,368	11,232

5 資格取得研修 修了証再交付手数料

申請にあたっては、1件につき送料を含む手数料2,160円(税込)を「現金書留」にて同封してください。

(注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。

2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。

3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。

4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

平成28年度版

安心の笑顔の向こうに特自検

公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H25.8改訂C版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	216 円	324 円

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-C	540 円	756 円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

・ 特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・ 定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-28	324 円	972 円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-28		
定期自主検査済標章	BP-LR1-28		

特定自主検査済標章
（事業内）特定自主検査済標章
（検査業）

定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品 名	品 番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	216 円	324 円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法及判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	324 円	432 円
不整地運搬車	SG-GR-01	216 円	432 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	1728 円	2700 円
高所作業車	SG-HL-01	540 円	756 円
フォークリフト (月次)	SG-LC-11-A	216 円	324 円



検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SS-LC-03-E	1404 円	2052 円
油圧ショベル	SS-GE-03-C	1836 円	2700 円
トラクター・ショベル	SS-GE-04-C	324 円	540 円
ブルドーザー	SS-GE-05-C	324 円	540 円
解体用機械	SS-DM-01-A	3024 円	4644 円
締固め用機械	SS-RC-01-C	972 円	1512 円
コンクリートポンプ車	SS-CP-01-C	648 円	972 円
高所作業車	SS-HL-01-C	756 円	1080 円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品 名	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(1セット50枚)	486 円	756 円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(H28.3改訂O版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-0	1080 円	1620 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	108 円	162 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	540 円	810 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1620 円	2160 円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では腕章及びワッペン（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できるシールを用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1080 円	1620 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	324 円	540 円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	108 円	162 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会で行う特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-D	648 円	972 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-E	2376 円	3564 円
油圧装置	TQ-KH-01-D	1188 円	1836 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-D	1836 円	2808 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-C	864 円	1296 円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1296 円	1944 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-D	756 円	1188 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02	2376 円	3672 円
〃（解体用機械）	TQ-DM-01-B	648 円	1080 円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-D	2916 円	4428 円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-C	1188 円	1728 円
〃（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1080 円	1728 円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1296 円	1944 円
特定自主検査と補修	TQ-ZC-01-E	540 円	864 円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3456 円	5184 円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-E	2700 円	4104 円
締固め用機械	TL-RC-01-B	1404 円	2052 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-C	1188 円	1836 円
不整地運搬車	TL-GR-01-A	540 円	864 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1404 円	2052 円
高所作業車	TL-HL-01-C	1728 円	2700 円



・その他

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-A	1512 円	1512 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル 検査・整備基準値	TQ-SR-02-B	1728 円	2592 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-A	1080 円	1620 円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

事業内検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル ―事業内検査―

事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。
(H27.2 改訂 E 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル ―事業内検査―	BP-ZC-02-E	972 円	1512 円

検査業者検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル ―検査業者―

検査業者の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。
(H25.10 改訂 F 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル ―検査業者―	BP-ZC-01-F	972 円	1512 円

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査とその管理（管理者用マニュアル）

特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。
(H26.12 改訂 D 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査とその管理	BC-ZC-06-D	648 円	1080 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。
また、参考となる業務規程例を示してあります。
(H26.4 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-J	540 円	864 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。
(H28.3 改訂 J 版発行)

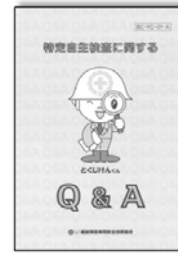


品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2268 円	3456 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。
(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	432 円	756 円

表記の価格は全て消費税 8 %込みの価格です。

※ご紹介致しました図書等は、最寄りの建荷協支部でご購入いただけます。

平成 28 年 4 月

支 部 一 覧

平成28年11月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0951	秋田県秋田市山王6-9-1 五晃ビル3階	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-2453	山形県山形市若宮1-9-15 3階	023(647)5052	023(647)5053
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2階C	028(636)0102	028(636)0103
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0813	岐阜県各務原市蘇原中央町3-167	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	054(205)4580	054(205)4581
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	615-0042	京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館5階	075(314)0080	075(314)8398
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(36)2040	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町120番地 横住ビル2階	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

(注) アンダーラインは変更部分

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

安 東 澄 男	小野寺 実	坂 元 孝 司	鈴 木 一 馬	中 野 隆 史	藤 田 慎 也
石 垣 正 勝	梶 伸 彦	櫻 井 信 寿	鈴 木 静 男	仲 野 竹 虎	保 科 翔 二
石 田 昭 一	加 藤 俊 郎	佐々木 昭 則	鈴 木 忠 志	中 村 吉 晴	堀 川 哲 輝
石 田 亨	加 藤 尚	佐々木 肇	須 藤 満 仁	中 山 英 治	前 川 幸 直
石 田 英 人	川 尻 貴 士	佐 藤 一 久	諏訪部 岩 夫	溝 口 和 生	正 木 喜 代 美
石野巻 宏 幸	楠 井 誠 士	佐 藤 伸 晃	関 川 洋 平	根 本 武 郎	松 岡 貴 志
磯 部 幸 弥	楠 部 剛 士	佐 藤 文 義	竹 内 敦 仁	野 口 悟 幸	三 浦 貴 淳
伊 藤 健 匡	久保田 敏 修	佐 藤 仁 香	竹 澤 聖 仁	畠 山 陸 志	三ツ木 勝 彦
井 上 瞬	熊 谷 倉 吾	更 屋 昌 史	橘 盛 一 成	早 津 秀 次	三 輪 順 哉
入 江 浩 二	熊 谷 俊 夫	椎 名 司 典	田 中 英 樹	繁 昌 勝 彦	柳 川 路 進
及 川 勇 人	久 村 隆 之	椎 名 泰 吾	田 中 森 貴 彦	馬 場 健 二	山 田 成 利
大 熊 政 茂	小 島 幸 治	篠 原 圭 啓	玉 葉 健 二	平 尾 計 一	吉 成 迎 真
太 田 英 明	近 藤 浩 誠	柴 田 根 庸	千 屋 信 之	平 井 久 之	渡 辺 寛
大 山 靖 志	後 藤 雄 太	須 江 裕 樹	傳 田 信 之	福 田 久 之	
小 國 隆 志	齋 藤 雄 太				
長 田 隆 志					

■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

青 山 勝	戎 子 満	近 藤 圭 介	津 浦 正	畠 山 和 人	南 吉 高
浅 田 俊 一	及 川 和 也	佐々木 智 広	富 永 誉 條	林 浩 昭	宮 崎 誠 章
安 立 孝 俊	大 口 善 之	貞 方 文 則	土 居 大 輔	福 原 隆 行	宮 崎 裕 将
阿 部 隆 之	太 田 政 則	篠 原 州 支	中 西 祐 太	藤 岡 治 憲	三 和 将 大
有 吉 義 憲	岡 村 政 重	嶋 崎 誠 三	中 村 章 司	船 木 博 志	矢 幡 栄 二
飯 塚 実 和	影 山 浩 一	新 野 修 悟	中 山 貴 志	堀 地 元 博	山 内 克 直
井 内 博 行	亀ヶ澤 良 彦	鈴 木 秀 人	野 村 和 良	前 井 勝 洋	湯 泉 誠 二
池 本 典 力	川 村 正 勝	宗 橋 泰 寛	橋 本 頼 昌	増 井 口	吉 村 将 憲
石 川 尚 義	小 口 圭 広	高 橋 中 心			
井 町 尚 義	児 玉 圭 広				

■締固め用機械

石 川 直 樹	川 原 哲	千 秋 征 人	永 田 彰 弘	福 島 健	吉 岡 秀 将
上 原 裕 貴	久 家 健 治	中 村 久 夫	深 澤 仁	水 谷 浩	吉 岡 泰 弘
大 野 秋 美	貞 方 文 則				

■コンクリート打設用機械

内 田 大 助 | 原 君 近 | 水 川 雄 太 | | |

■高所作業車

阿 隅 敏 明	緒 方 真 也	園 田 安 生	成 山 利 典	廣 田 嘉 彦	山 崎 健 太 郎
壹 岐 真 也	佐 藤 宏 樹	高 山 和 久	原 琢 哉	藤 井 晃	山 下 文 彦
伊 藤 一 徳	重 留 直 樹	田 中 聡 一 郎	原 田 佳 真	増 田 博 由	吉 田 功 二
遠 藤 修 司	杉 田 忠 彦	富 口 裕 司	張 本 将 嗣	松 林 孝 浩	吉 田 優 太

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

藍 畑 謙 一	江 藤 智 生	木 村 真 人	篠 原 竜 太	鳥 羽 祐 二	藤 上 徹 也
秋 山 誠 哉	大 久 保 湜 太	葛 和 仁 志	柴 崎 智 史	豊 岡 雅 也	藤 田 裕 太 介
浅 野 由 喬	大 久 保 優 輔	查 澤 祐 輝	島 谷 涉	内 藤 由 鷹	藤 永 大 介
阿 部 一 孝	大 倉 卓 也	工 藤 政 志	志 村 大 輔	中 尾 亘 伺	藤 本 雄 一
阿 部 光 一	大 碓 泰	倉 知 英 則	白 井 慎 策	中 川 貴 詞	藤 森 正 保
荒 井 康 介	太 田 喜 樹	栗 原 拓 己	申 太 天	中 園 晃 太 朗	富 士 和 翔
荒 井 浩 之	太 田 善 貴	車 達 朗 彦	末 田 裕 文	仲 野 慶 介	藤 原 浩 二
荒 卷 修 一	大 坪 之 弥	黒 崎 政 彦	杉 野 博 亮	仲 野 稜 人	二 見 嘉 一
有 澤 竜	大 森 孝 誠	小 池 大 喜	杉 本 由 輔	中 山 雄 策	二 村 康 介
池 田 文 哉	大 森 雅 俊	小 出 将 史	鈴 江 優 人	長 清 弘	古 原 慎 哉
石 井 勉	岡 秀 行	甲 田 明	鈴 木 翔	長 野 剛	別 府 拓 哉
石 原 弘 章	岡 林 智 哉	古 賀 由 尚	鈴 木 大 空	永 松 慶 勉	堀 川 真 吾
泉 田 卓 哉	岡 本 哲 朗	小 谷 義 久	鈴 木 裕 介	鍋 倉 泰 昭	本 田 健 司
磯 三 男	小 川 裕 平	小 林 和 則	鈴 木 裕 介	新 岡 正 志	本 間 敏 之
板 倉 直 輝	奥 野 鷹 斗	小 林 智 已	須 藤 信 吾	西 小 森 万 利	本 間 康 裕
市 川 任 一 郎	小 田 祥 史	小 林 孝 至	曾 園 部 孝 弘	野 口 恭 平	前 迫 圭 一
市 村 正 明	小 野 寺 秀 司	小 林 信 晴	高 杉 祥 平	野 田 逸 人	前 田 幸 春
伊 藤 陽 真	開 田 聖 彦	今 繁 樹 亜	高 田 祐 希	野 中 舜 生	牧 勝 哉
伊 藤 誠 夫	賀 川 敏 彦	近 藤 珠 陽 子	高 野 雅 良	野 本 翔 大	真 柴 一 貴
伊 藤 佑 二	柏 木 正 超	郷 家 弘 一	高 橋 泰 晴	畑 中 大 介	益 田 真 也
猪 股 健 太 郎	上 野 喜 仁	齋 藤 友 輝	高 橋 康 文	畑 野 健 也	益 田 拓 也
今 岡 秀 明	紙 谷 達 朗	斎 藤 友 孝	館 花 雅 基	濱 野 信 大	増 山 洋 太
飯 屋 崎 智 丈	亀 田 晃 弘	坂 口 大 介	館 山 清 秀	林 大 介	松 井 源 太
岩 瀬 徹	亀 田 孝 広	佐 久 本 司	田 中 裕 樹	堀 恭 平	松 岡 大 祐
岩 田 誠	川 口 博 美	佐 々 木 直 樹	田 中 裕 克	堀 垂 水 賢	松 澤 桂 太
岩 館 光 博	川 島 健 人	佐 々 木 直 樹	谷 野 村 智	引 間 健 太	松 田 永 好
岩 原 夏 希	菊 地 隆 太	笹 沼 瞬 仁	田 村 後 風	平 野 清 信	松 延 晃 太 郎
上 田 拓 真	北 澤 雄 志	佐 藤 一 也	大 文 字 翔	福 浦 健 一	松 丸 息 吹
上 原 登 隆	北 嶋 友 平	佐 藤 貴 祐	土 谷 翔 道	福 田 則 和	松 村 朋 三
鷗 飼 清 行	北 角 祥 貴	佐 藤 祐 雄	坪 弦 卷 竜	福 岡 徳 之	松 本 雄 治
内 田 恒 紀	北 山 方 俊	里 見 田 亮			
内 山 雄 哲	木 村 謙 介				
有 働 哲 也					

丸山卓也	箕浦健太	矢口一太郎	山口聡也	山本猛	渡邊謙介
水谷裕貴	壬生剛司	八杉勇人	山口雄也	横山裕章	渡邊幸多朗
水野敦篤	宮口翼斗	藪内茂士	山下真司	吉田浩三	渡邊航平
御園生篤	宮地北憲	鎬流馬大智	山下英幸	吉本武史	渡邊翔太
三谷慎平	村波宏紀	山内僚太	山田本誠	若林憂一	渡邊誠樹
三ッ澤昌樹	本盛友繁	山内僚太	山本誠史	我妻辰彦	渡部裕樹
南井洋一	森本英雄	山岸務		渡瀬開介	和田慎平
南谷忍					

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

阿部智明	小田耕二	島田佳知	谷正和	林康裕	松本豊喜
新井卓也	加賀美聖	城山清秀	内藤昭彦	原田久雄	三澤英宏
飯村洋介	葛西文人	高木真太郎	中條達也	平井清志	溝口英貴
井口民男	轡田昭栄	高野雅良	中村輝行	平田義光	美濃山達也
池下侑樹	甲田明晴	高橋昌吾	中村勇也	平野雄太	村井健人
石塚日出行	今繁之	高橋祐亮	根井泰司	藤岡由和	村田吉生
江畠倫博	坂井直之	高谷賢也	箱岩博彦	眞壁徹樹	山辺博彦
岡田隆司	佐藤優繁	田多園卓也	長谷川秀彦	松田裕樹	吉塚純也
奥原敏幸	瀧谷繁	立石恵三			

■基礎工事用機械

市川稔	屋勇樹	小林弘和	佐藤政則	田中幸夫	西村建二
井上勝					

■締固め用機械

井口将敏	北岡司郎	小林裕太郎	滝沢淳	奈良弘孝	本村正則
大山茂					

■コンクリート打設用機械

小栗浩二	清水穰				
------	-----	--	--	--	--

■高所作業車

青木美喜夫	上野国勝	木村優哉	末釜大督	中嶋靖幸	古川知巳
赤堀充	上村隆啓	吉良浩一	末田裕文	西研司	牧山昇也
浅倉健二	白木仁	國枝修行	末永隆	西小森万利	萬徳哲也
浅田将大	江見達也	國枝由一	杉田峻	長谷川敬祐	三村芳成
甘川毅博	遠藤哉	吳川正	杉野卓義	羽鳥誠	三好勉
有吉建士郎	大川潤一郎	桑井喜現	杉本智司	濱崎正之	孟(佐次本)凡強(強)
石黒裕	岡禎二	小島廣子	鈴木宏樹	林優宏	矢内友崇
石元卓弥	親里春哉	小松克也	相馬大輔	林田和貴	矢部巖太
出口聡	寛忠晃	小山広斗	十川貴幸	半田晋一	山下英信
伊藤貴純	加藤伸也	今繁晴	高木大介	樋口慎也	山田政弘
伊藤辰徳	門木義和	佐藤忠則	高橋直紀	蛭田壮司	吉岡永助
伊藤政夫	門脇和勝	佐土原僚宏	葛政享	藤本浩樹	吉田紀彦
岩下尚史	川嶋健太	重信隆一	手倉森一	藤原直樹	和山武志
岩田幹人	川嶋芳朗	島貫浩一	寺田賢治		

編 集 後 記

さて早いもので2016年もあと2ヶ月余り。本年あった大きなイベントは何と言ってもリオ・オリンピック。そこで日本は史上最多41個のメダルを獲得しました。中でも1964年東京オリンピック以来となる全階級メダル獲得を果たした男子柔道の復活が印象的でした。これは井上康生監督が4年間進めてきた「勝利への改革」がポイントだと言われています。勝利というゴールに向け従来の慣習に拘らず、データに基づく科学的トレーニングを実施したそうです。一方精神面では、選手一人ひとりが必ず金メダルを獲得する、という意識も高めさせたそうです。このようなソフトとハードの相乗効果が大きな成果に繋がるのは、「作業安全確保」にもあてはまります。会社全体で安全意識を高める活動に加え、機械装置などの安全確保が労災撲滅に繋がるのは言うまでもありません。今年も11月の特自検強調月間を実施中です。特自検の一層の普及が皆さまの安全確保に繋がる事を願ってやみません。

[広報委員：加藤 彰秀 記]

●前号(225号)「技術解説 グッドランニングシステムの紹介」記事で、78ページ『図10 装置装着の違い(水槽)』の写真が左右逆になっていました。お詫びして訂正いたします。

委員長

水島 敏文 [清水建設㈱]

山方 隆之 [日本通運㈱]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

北川 保 [日通商事㈱]

委 員

村上 義広 [コベルコ建機㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

岩崎 茂樹 [コマツ]

廣山 浩 [事務局：広報部]

森田康太郎 [キャタピラージャパン㈱]

遊部 浩司 [同]

関 邦生 [日立建機㈱]

吉田 岳 [同]

田中喜代志 [コマツ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

平山 哲也 [大成建設㈱]

(平成28年10月15日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 38 第226号

平成28年10月25日 印刷

平成28年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編 集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U) saclhp

パスワード (P) saclhp

あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

実務研修 記録表作成コース



とくじけんくん

特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します!!

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第 45 条で定められています。

この検査結果は、特定自主検査を実施した検査者(員)が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

■ 関係法令 : 労働安全衛生法 第 45 条 第 1 項

労働安全衛生規則 第 151 条の 23, 第 169 条, 第194条の25



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

建荷協本部 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F

TEL:03-3221-3661 / FAX:03-3221-3665

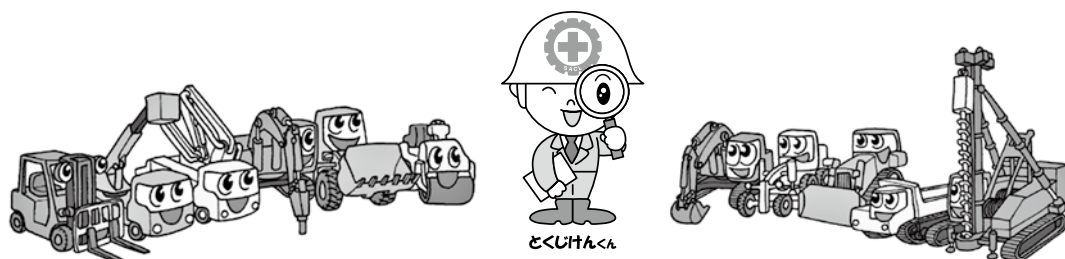
WWW.sacl.or.jp

「建設荷役車両」年間総目次

平成 28 年 1 月号(第 221 号)

5

平成 28 年 11 月号(第 226 号)



平成 28 年 1 月号(第 221 号)

巻頭言

新年を迎えて	吉識 晴夫	4(4)
年頭所感	野澤 英児	5(5)
年頭所感	佐脇紀代志	7(7)

広報

平成26年における車両系荷役運搬機械等による 死亡災害の発生状況		9(9)
事故の型別にみた車両系荷役運搬機械等による死亡災害事例		11(11)
平成26年における車両系建設機械等による 死亡災害の発生状況		15(15)
事故の型別にみた車両系建設機械等による 死亡災害事例		17(17)
平成26年度特定自主検査実施状況(検査業者によるもの)		
【訂正版】		24(24)

品質・安全講座

「シリーズの総括とレジリエンス行動の勧め」		
	石橋 明	29(29)

コーヒーブレイク

第95話 ご縁	寺岡 晟	41(41)
---------	------	--------

随想

飛躍の年への期待を込めて	森田 康太郎	45(45)
--------------	--------	--------

経済情報-1

原油価格の低迷は一時的でなく2016年も続く		
	みずほ総合研究所提供	47(47)

経済情報-2

『雇用と労働の基本ルールがよくわかる本』		
	みずほ総合研究所提供	49(49)

技術解説

SC05ARN型 狭隘地向け高所作業車の紹介		
	船津 俊明	51(51)

シリーズ特集Ⅸ

作業中の災害事例		55(55)
----------	--	--------

製品紹介

油圧ショベル向け強化型スケルトンバケット／振動ローラ 「ZC35C-5」「ZC50C-5」「ZC35T-5」「ZC50T-5」／ホイール ローダー「WA30-6E0」		
---	--	--

建荷協の動き		62(62)
支部だより 長崎県支部『支部事業活動状況』		63(63)
平成27年度支部別検査者の研修・教育の予定表		69(69)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料		77(77)
協会発行図書等のご案内		78(78)
受賞のお知らせ		82(82)
支部一覧		84(84)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成27年10月1日～平成27年11月30日)		85(85)
編集後記		88(88)

◎機関誌モニターアンケート	巻頭	
---------------	----	--

平成 28 年 3 月号(第 222 号)

巻頭言

道徳的社会規範の低下	立石 洋二	4(92)
------------	-------	-------

広報

平成27年度 全国支部長会議		5(93)
転倒災害の防止に向けた取組について(協力要請)		10(98)

実践メンタルヘルス講座

『ストレスと健康』	小山 文彦	14(102)
-----------	-------	---------

コーヒーブレイク

第96話 プラテラ・ランブラ通り	寺岡 晟	23(111)
------------------	------	---------

随想

自動車の進歩	川島 一男	30(118)
--------	-------	---------

経済情報-1

日本も「金利水没」、新次元に踏み出した日銀		
	みずほ総合研究所提供	32(120)

経済情報-2

オーストラリア出張メモ：資源国でも底堅いのはなぜ		
	みずほ総合研究所提供	34(122)

技術解説

新型フォークリフト3機種を紹介	青沼 聡志	36(124)
-----------------	-------	---------

取材シリーズ

(株)テイサク豊橋工場を訪ねて	水島 敏文	43(131)
グラビア (株)テイサク豊橋工場 取材と見学		49(137)

シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例		55(143)
----------	--	---------

製品紹介

新型バッテリーフォークリフト「FE30-1」／ミニホイールローダ「Cat 901C ₂ 」他2機種／小型ブルドーザ「Cat D3K2」他2機種／超小旋回型ミニ油圧ショベル「FIGA(ファイガ)050ESR」／ミニショベル「PC45MR/55MR-5」／ミニショベル「PC30MR/35MR-5」／大型油圧ショベル「PC300(LC)-11/PC350(LC)-11」, 大型ハイブリッド油圧ショベル「HB335(LC)-3/HB365(LC)-3」／ミニショベル「ZX30U-5B」「ZX35U-5B」「ZX40U-5B」「ZX50U-5B」／ミニホイールローダ「ZW30-5B」／ホイールローダ「ZW40-5B」「ZW50-5B」		
---	--	--

建荷協の動き		42(130)
平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表		69(157)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料		77(165)
協会発行図書等のご案内		78(166)
支部一覧		82(170)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成27年11月1日～平成28年1月31日)		83(171)
編集後記		86(174)

平成 28 年 5 月号(第 223 号)

巻頭言

安全雑感……………梶原 常義 4(178)

広報

平成27年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告
……………5(179)

常設委員会活動報告……………9(183)

第2回ベテラン講師交流・研修会開催……………18(192)

実践メンタルヘルス講座

『人間関係の心理学』……………小山 文彦 21(195)

コーヒーブレイク

第97話 クジラが跳ねた!! ……寺岡 晟 29(203)

随想

神奈川・東京? ……小出 英之 35(209)

経済情報-1

マイナス金利の勝ち組はだれ、企業と政府はお金を使う必要も
……………みずほ総合研究所提供 37(211)

経済情報-2

達磨さんが転んだ、米国は10円程度の為替調整実行
……………みずほ総合研究所提供 39(213)

技術解説

油圧システムの保全 ―オイルのコンタミネーションコン
トロールについて― ……高原 真 41(215)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント

……宮城県支部：㈱アイチコーポレーション北日本支店
東北カスタマーサービスセンター(CSC) 50(224)

製品紹介……………56(230)

ハイブリッドホイールローダZW220HYB-5B / ミニショベル
「PC58UU-6」 / モータグレーダ

シリーズ特集Ⅸ

作業中の災害事例……………59(233)

建荷協の動き……………63(237)

平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表……………65(239)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料……………73(247)

協会発行図書等のご案内……………74(248)

平成27年 機関誌アンケートの結果について……………78(252)

支部一覧……………80(254)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成28年2月1日～平成28年3月31日)……………81(255)

編集後記……………84(258)

平成 28 年 7 月号(第 224 号)

巻頭言

協会活動を振り返って……………中野 誠司 4(262)

広報

全国安全週間に当たって……………5(263)

平成27年(1月～12月) 特定自主検査済標章等頒布状況
……………13(271)「硬質地盤油圧式くい圧入機と分離型せん孔機の
特自検に関する Q & A」について……………16(274)

実践メンタルヘルス講座

『三位一体：睡眠・メンタル・安全確保』
……………小山 文彦 19(277)

コーヒーブレイク

第98話 GALO、ホーチミンで弾ける! ?
……………寺岡 晟 26(284)

随想

会社生活を振り返って……………内山 一仁 32(290)

経済情報-1

一億総活躍、女性活躍推進法で潜在成長率底上げ
……………みずほ総合研究所提供 34(292)

経済情報-2

G7サミット、世界中アベノミクス化、世界トランプ化、
異質のドイツ……………みずほ総合研究所提供 36(294)

技術解説

新型締固め機械の紹介……………後藤 達也 38(296)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント

……三重県支部：トヨタL&F中部(株)四日市営業所 44(302)

シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例……………49(307)

製品紹介……………53(311)

新型2トン級超小旋回ミニショベル「SK20UR」 / ブル
ドーザー「D65EX/PX-18」「D155AX-8」 / 国土交通省
i-Construction 対応ブルドーザ Cat グレードコントロール3D

建荷協の動き……………48(306)

支部だより 北海道支部『支部のご紹介』……………56(314)

平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表……………60(318)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料……………68(326)

協会発行図書等のご案内……………69(327)

平成27年度「考案賞」入賞作品について……………73(331)

「考案賞」対象考案の募集について……………79(337)

支部一覧……………83(341)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成28年4月1日～平成28年5月31日)……………84(342)

編集後記……………87(345)

平成 28 年 9 月号(第 225 号)

巻頭言

和敬清寂……………森野 良幸 4(350)

広報

第 5 回定時総会報告……………5(351)

平成28年度建設荷役車両特定自主検査強調月間……52(398)

実践メンタルヘルス講座

『職場のメンタルヘルス：4つのケアを中心に』
……………小山 文彦 58(404)

コーヒーブレイク

第99話 帰れるかな！？……………寺岡 晟 66(412)

経済情報－1

英国のEU離脱、欧州は「一寸先は闇」
……………みずほ総合研究所提供 71(417)

経済情報－2

いまこそ「逆所得政策」、物価連動型賃金に企業支援
……………みずほ総合研究所提供 73(419)

技術解説

グッドランニングシステムの紹介………宍道 康彦 75(421)

取材シリーズ

「陸前高田地区 海岸災害復旧工事現場」を訪ねて
……………山本 泰徳 81(427)

グラビアー陸前高田地区海岸災害復旧工事……………85(431)

シリーズ特集Ⅰ

作業中の災害事例……………91(437)

製品紹介……………95(441)

自走式破砕機「ガラバゴス BR380JG-3」／土工用振動
ローラBシリーズ／新型20トン級ハイブリッド油圧ショベ
ル「SK200H」／ミニショベル「ZX20UR-5A」

建荷協の動き……………80(426)

平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表……99(445)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料……………107(453)

協会発行図書等のご案内……………108(454)

支部一覧……………112(458)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成28年6月1日～平成28年7月31日)……………113(459)

編集後記……………116(462)

平成 28 年 11 月号(第 226 号)

巻頭言

レンタル機械の安全管理……………辻村 敏夫 4(466)

広報

平成28年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中！
……………5(467)

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説……………6(468)

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説……………17(479)

平成27年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの）
……………25(487)

実践メンタルヘルス講座

『職場のメンタルヘルス不調対策』………小山 文彦 30(492)

コーヒーブレイク

第100話 パルテノン神殿に舞う！………寺岡 晟 38(500)

経済情報－1

米国出張メモ：大統領選が終わると本当に霧は晴れるのか
……………みずほ総合研究所提供 45(507)

経済情報－2

緊急リポート：「米大統領選挙の展望」
……………みずほ総合研究所提供 47(509)

技術解説

新型電動式フォークリフトFE25-1／FE30-1について
……………青沼 聡志 49(511)

シリーズ特集Ⅱ

作業中の災害事例……………55(517)

製品紹介……………59(521)

超小旋回ミニショベル「PC30UU-6」／小型ブルドーザ 超々
湿地仕様／新型油圧ショベル「SH250-7」他2機種／中型
油圧ショベル「ZAXIS-6」シリーズ3機種

建荷協の動き……………63(525)

平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表……64(526)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料……………72(534)

協会発行図書等のご案内……………73(535)

支部一覧……………77(539)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成28年8月1日～平成28年9月30日)……………78(540)

編集後記……………81(543)

◎機関誌モニターアンケート……………巻頭

ちょっと待って

まだ使えます、そのエンジン！

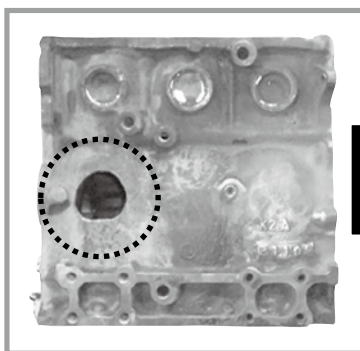


あきらめる前に是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

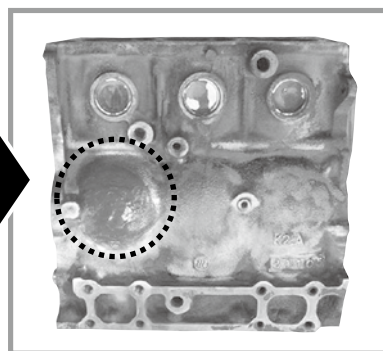
★シリンダーブロック足出し補修再生★



E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

皆さんがお困りの事解決いたします！

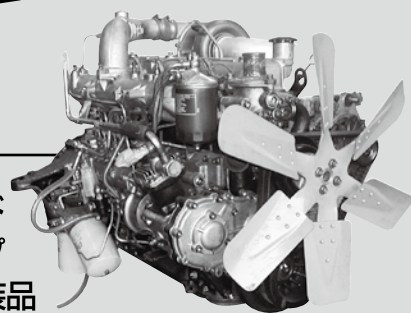
リビルト品の活用は

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

不況脱出の切り札！

業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (👉) URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社

北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

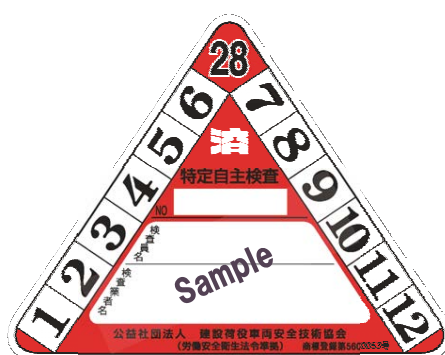
※ 弊社の全再生品は、整備業者様へのみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしておりません。)

特定自主検査は お済みですか？

平成28年の特定自主検査済標章は、下記のとおりです。



事業内検査用



検査業者検査用

- 特定自主検査（特自検）が実施された機械には、検査を実施した年月を明らかにする検査済標章（ステッカー）を貼付することが労働安全衛生法の関係法令で義務付けられています。
- 建設荷役車両に係る標章については、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（建荷協）が責任をもって頒布して検査済であることを当協会が証しております。
- なお、この標章は、当協会が商標登録を行っております。



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

本部 TEL:03-3221-3661
www.sacl.or.jp